

明治廿七年十二月二十六日禮拜三

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. XI. NOVEMBER, 1901.

VOL. XIV.

明治廿七年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十四年

十一月二十日發行

第十四卷

第十一號

監獄協會發行

第拾四卷第十一號次目

第拾四卷第十號目次

○論 說 (一頁) ○論 說 (一頁)

●久保田監獄局長演說速記(於典獄會議) 小秋元通譯官口譯
●普國に於ける囚人を監獄警務工事に使役する實況 小秋元通譯官口譯

●放免囚保護に就て(於監獄總會) 福謙芳隆
●監獄作業施行談(於東京集治監講話會) 藤澤正啓

●海外通信 在英伊東思恭
●雜 錄 (三三頁) 浪華生 芙蓉生

●第一諸問案に對する吾人の理想
●監獄警務分課標準に就て
●看守定員令改正按に就て
●在監人領置金利權に就き

●譯 譯 (三九頁) 法科大學々生中條庸
●雜 報 (數十件) (四八頁) (五九頁)

●統 計 (六三頁) (六六頁)
●明治三十四年九月末日全國在監人員表
●明治三十四年九月末日全國囚人刑名別

●特々のくさ(六五頁) 原胤昭
●監獄法令 (七四頁) ●會 報 (數件)

●典獄諮問會 (一七頁)
●諮問事項並指示事項、協議事項
●監獄衛生に就て (於監獄協會總會) Dクトル、クルーゼン氏演說
●雜 錄 (四四頁) 菅見隨筆 石井曾處

●監獄協會總會 (四六頁)
●總會概況
●山上委員長報告
●清浦會頭演說

●統 計 (六六頁)
●明治三十四年八月末日全國在監人員表
●明治三十四年八月末日全國囚人刑名別

●會 報 (數件) (五六頁)

廣告

小生義今般歐米出張被命本日出發
仕候間乍略義本誌上告別申上出發
尙又出發之際シ態々御見立被下御
厚志拜謝仕候

明治三十四年十一月十六日

久米金彌

豫約出版廣告

小河岳洋先生著

獄事談

豫約減價壹圓

○菊版惣紙數九千頁○寫真石版三十七枚挿入○用紙舶來印刷鮮明○背皮形クローズ金字入
○定價壹圓拾錢 小包料拾里内七錢百里内十
○豫約期限本年十一月三十日期限後ハ申込ノ票指定ニ依リ
○送本セス○一官署一時貳拾部以上ハ御送本ノ個所ハ二ヶ月分即日御送金ノ上ハ四ヶ月賦御拂込ヲ諾ス○送金ハ着本同時ニ全額若月賦ナル時ハ其一夕月分即日御送金ノ上ハ四ヶ月賦ハ毎月末日御仕拂ヲ乞フ○送金ノ節ハ郵便爲換(爲小換)共必ス東京四谷支局定指

監獄協會雜誌第十四卷第十一號

(明治三十四年十一月二十日發行)



○久保田監獄局長演說速記

(於典獄會議)

例に依りまして私が此席を汚して會議の整理を致します、會議に先立ちまして御挨拶を聊か一言を致します、

昨年は七月一日より監獄事務が内務省より司法省へ主管を移され、引續き十月一日よりは監獄費國庫支辨法が實施に相成りまして、二つ共に監獄に取りましては重大なる變革であつて、昨年は實に我邦の監獄歴史の上に著しき出來事を數多く見ました。歲柄であつたのであります中に就き監獄費國庫支辨の實施の際に當りまして、先刻大臣の訓示の内にもあります通り各府縣共地方税より國庫へ經濟を引續ぎに當りまして何れも何等の差支もなく、頗る圓滑に且つ整頓を致し授受の手續を致しました次第は大臣に於かれましても満足致されたことであります、其以後も私自身並に監獄事務官其他當省の方々も命を奉じて數多の監獄を視察されましたが、其結果も大臣の申された通り、格別の不都合もありません、概して着々整理の

ノ上四谷區愛住町二番地磯村政富宛御拂込アリタシ但監獄協會々費ト共ニ御送込ハ會計部ノ手數ヲ煩シ銷難ノ恐レアルヲ以本文ノ如ク磯村政富へ直接御拂込ヲ乞フ

本書は最近五年間に於ける先生の論文、講演、談話等にして最も有益且つ趣味多きものを撰擇纂輯したるものにして別つて監獄制度、免囚保護、及少年感化事業、並に雜部の四篇となす就中保護事業の組織成績、感化事業の方法効果、各國監獄制度の近況、萬國監獄會議の經過、各國監獄感化院等の參觀記事其他四五の論文及講演は先生第二回目外遊の調査に係り殊に多くは本年八月中の執筆に成るを以て未だ雜誌等に之を掲載せしめらるゝに至らず記事中所々に先筆齎らし歸へらるゝ所の眞眞四十余个を加へたるを以て讀者は記事と相對照して坐ら其實景を見るの想ひあるべし今や獄制の改善、刑法の改正、感化保護事業の實施等の時機に會す當局者は勿論普く斯業に同情を有せらるゝ諸士は一本を其座右に備へられんことを切望す

本書紙數最初五六百頁ノ豫算ヲ以定價壹圓貳拾錢豫約減價九拾錢(遞送料實費)トシテ九月發行監獄協會雜誌不取取廣告致費處其傍印刷部貳事ノ追加等有之物紙數約千頁ニ達シタルノミナラス紙質製本等良質精製ヲ期シ特ニ數十枚ノ石版畫ヲ挿入シタルカ如キ確カニ貳圓以上ノ定價ヲ保ツル他ノ出版物ノ比較上御認容被下候事ト奉存候作併一端廣告シタル點ニ於テ又司獄官一般普ク御愛讀ヲ希フ上ニ於テ特ニ況ニ出版人平素ノ御眷顧ニ酬ユル義務トシテ非常ノ損失ヲ顧ミス前掲ノ如ク定價ヲ壹圓五拾錢ニ豫約價ヲ壹圓(遞送料實費)トシテ御購讀相願候間宜敷御諒恕相願度候

明治卅四年十月

獄事談出版人 磯村政富

東京市四谷區愛住町二番地 (電話番町二十一番)

東京市神田區南神保町十番地 (電話本局四百四十一番)

東京書院 書院

東京書院神田支店

緒に着いて居るやうに見受けられますのであります。之は素より地方長官が各其職責を盡されましたに依ることは勿論、要するに諸君の非常なる盡力と非常なる勉勵とが効の多きに居ると申すことは疑ひを持ちませぬのであります。唯甚だ遺憾千萬なるは監獄費國庫支辨後の今日に至る迄の間に二三の監獄に於て其一二の僚屬が心得違を致しまして金錢物品の上に多少の間違を醸して之が爲に現に刑事の訴追を受けて居ります者もあるのてあります。此事は事些細に似て居りますが、留に其僚屬の面目を失ひましたのみならず、延びては司獄官總體の威信を幾分か汚しましたことは掩ふべからざる事實でありまして此點は誠に遺憾に堪へませぬ。是れは定めて諸君も御同感のことであらうと信じます。併しながら既に過ぎりましたことは唯今より如何にも致方はございませぬ。唯今日に於きましては御互に注意すべきは將來のこととてあります。願くは將來諸君に於きましても尙一層深く警戒注意を加へ監獄社會の空氣を清潔に致し延びて監獄事務の整理を完全に致しまして以て今日斯の如き汚點のあつたことを洗ひ拭ふと云ふことより他に道はないのであります。此事に就ては御互に將來深く注意を致すべきは勿論、種々の方面に注意を致す事は多々あることではあります。が取分け第一に注意致すべきことは、諸君の部下の人を採用になる際に最も其撰任方を慎重に吟味に相成り充分に信用ある人を採用になりますことが、先づ第一に必要なことであらうと心得ます。抑も監獄の仕

事は頗る繁雜を極めたものであります。が故に如何なる敏捷なる典獄であつても如何に多才なる典獄であつても到底此監獄の事務は己れ自身で親しく整理を致すことは出来得べからざることとてあります。要する所は監獄内の各機關に或程度まで職務を委任にやります。而して典獄は之を統括し之を指揮し之を監督すると云ふことより外に道はないのであります。故に其機關に備はる所の人の撰擇に就きては、恰も典獄御自身の手足の如き信用のある充分なる人を撰擇にやりますことが最も必要であらうと心得ます。留に任命の際に其人を得ることを努めるのみならず既に任ぜられた後に於ても絶へず之を熏陶し之を涵養し之を教育せられまして、益々以て廉潔と忠實の氣風を養成されることが又必要であると思ひます。第二には部下の各機關に向つて監督を頗る嚴重に致しますること、又部下の懲罰進退を最も公平に最も嚴明に實行に相成りまして而して此官紀の振肅を充分に勵行致すと云ふことが又之に就ての最も大切なことと心得ます。是等は勿論申すまでもなく諸君に於ても業に已に御注意になつて居ることと心得ます。以上申上げました出来事も不幸にして一、二あつた今日でございませぬから尙一言御話を致して諸君と共に將來に向つて大に此事に注意致したいと存じます。

其他監獄に於ける在監人の別異の事でありませぬ。之は先刻大臣から精しく訓示に相成りまして、其必要なことは素より私より申述べ餘地はないのであります。唯

爰に一つ御話を致して置きたいのは唯今の監獄の有様に於きましては何れの監獄と雖も其多くは構造が満足に出来て居らず、それと又此作業のことにも關係がありません、或は又戒護の上の取締にも關係がありません、彼是致しまして到底此監獄則が嚴重に命令を致します所の別異法を悉く實行致すことは出来ませぬ事情であり、す此事情は素より止むを得ぬことで致方がないであります、唯或監獄に於ては或は今少しく御困難の内にも此別異の繰合せの付くことはなからうが、甚しきは何方にもあると云ふのではありませぬが中には多少監房の明いて居る所がある、其明いて居る監房がありながら此別異の法に至りましては完全に行はれて居らぬと云ふやうな所も多少あるのであります、素より是も其場所に就きまして、一々理由を承まれば其れ相當に避くべからざる事情はあるのであらうと思ひます、例へば戒護の都合で人が足らないとか、或は甚だ不便な事情があるとか、若くは専主上の關係があるとか、建物との關係があるとか、勿論、相當の理由はあらうとは思ひますが、偶々巡廻を致し其模様を見ますに幾分か遺憾の感を懐かないでもありませぬので、素より己むを得ない事情のあります分は到底致方はないのであります、要する所成るべく別異を致しますることの精神を出来得られる限り貫徹することを講究致しまするのが最も必要であらうと存じます、是等も無論注意にはなつて居るゝこととありませうが、尙一層の御注意を致しまして、監房の許す限り成るべく是

論

説

(五)

を利用して以て監獄則の規程にも近寄り又先刻大臣の訓示になりました趣旨を成るべく貫徹致しまするやうに一層御注意を請ひたいと思ひます、
ろれから亦諸君が四人並に刑事被告人に面會を致されることであります、是も勿論多數の在監人であり又度々面會も申出でますことであります、非常な繁忙な典獄の職務で且つ限りある執務時間を以て一々其請を許して面會になると云ふことは随分困難なることであらうとは存じます、併しながら是も度々當局大臣よりも訓示にもなつて居ります通り、成る丈面會に相成りまして、情苦のある者は情苦を聴取らるゝと云ふことは必要のことと段々此監獄を巡回致しまして、其際に在監人より情苦を訴へる者がありまして、それを聴取ることになつて居ります、其内に就て多いのも少ないのもありますが、多少共に情苦の中に典獄に面謁を請ひますけれども拒絶して許されない甚しきは典獄のみならず課長看守長邊りに面會を求めますけれども會へないと云ふことを訴へる者が中々數多くあるのであります、素より在監人も存外横着の者もありまして、事實の齟齬致した申立を致しますことは多々ありますから、彼等が斯く申せばとて凡てそれが事實とも認められませぬ、併しながら或は彼等に取りまして此面接が出来ないと云ふことに就て遺憾に存じて居ることのあると云ふことは免かれぬ事實であります、素より諸君も是等のことは万々御注意になつて居ることとありますから必要の事であらうとも何んてあらうと

も絶對に拒絶になると云ふこともなく、又大概は面會を許されて居ることであらうとも思ひまするが、或は看守などが事に依りますると典獄の趣旨を能く了解しませぬで、些細の事に上官に面倒を掛けるも甚だ氣の毒のことである或は是等のことは申すまでもなきことであると云ふやうな考よりして、典獄若くは課長に面會を申出ましても、看守限りで遠慮を致して是を取次がぬと云ふやうなことも万一にもありは致しますまいか、左様なことがありますれば事に依ると典獄の折角の好意をも貫徹致して居らず、又囚徒の折角情苦を申出まするのも、それが爲に沮隔せらるゝことも或はないではなからうかと云ふ懸念もありません、兎角此囚人等は諸君の御承知の通りヒガミ根性の多い者でありますから事に依りますれば典獄諸君に御目に掛りまして一應其意見を申述べて、或は説諭を受けるとか或は御話を聞けば、それ存外満足致す者も唯面會が出来ぬと云ふことの爲に頗る遺憾に遺憾を重ね益々ヒガミ根性を増長致し結局愈々益々スチ廻ると云ふやうなことに立至りましては甚だ遺憾のこととありますから、是を一應御話を致して置きまして尙將來諸君の御考に供へ諸君の御注意を請ひたい積りてあります。

尙又囚人の服役時間の事であり、是は勿論規程もあることとありまするが、併しながら日の長い時、短かい時の關係若は其土地の状況に依りまして、或は夏頃に致しますれば罷役後夕方までには多少の時間を有する様な場合に於きましては唯徒ら

に監房に遁入り手を携いて何事もして居らぬと云ふことも遺憾のこととあります、其事情に依りまして或は服従時間仲張の認可を請はれまするか若くは教誨のことと並に教育のこと等に其時間を利用致しますることに相成りますれば最も都合好きことであらうかと心得ます是等も已に御實行になつて居らうと存じますが、御考までに一應御話致して置きます。

それから囚人の賞罰の事であり、是は先刻大臣からも精しく訓示になりました、ございますから大臣の訓示の趣旨のことは既に御了解のこととであらうと存じます、唯此賞與の事であり、勿論是も一概にも申されませぬけれども又大概御注意になつて居る所では略は宜しきを得て居ることとであらうと心得ますが賞罰は最も大切なる事であり殊に賞與の事に就きましては、最も能く其個人の關係を洞察になりまして、果して其性質なり行狀なり其邊に就き、諸君の御觀察上缺點のなき者であらば假令再犯以上の者と雖ども行賞の點に漏れることのないやうに御注意になりたゝいと思ひます、動もすれば初犯の者は行賞の典に與ることが多くて、再犯以上の者は此賞與の典に與ることが少くなるかと云ふ傾のある所が萬一ありはせぬか、若し左様なことでありますれば此監獄内の趣旨に副はぬこととであらうと思ひます、再犯以上の者と雖も觀察の上で適當な者があれば相當な賞表を與へられて、之を賞與せらるゝと申すことは遇囚の公平を保つと云ふに付て適當なこととであらうと思ひます。

それから府縣の監獄の經費のことでございます、是も先刻大臣から大綱を訓示になつて居りますのであります、尙ほ聊か細かなことを申上げて御參考に供します、此事は度々當局の大臣若くは其他より訓示にもなり又は御話を聞いて御出のことでありまして、今日國庫支辨となりましたけれども其費用は頗る窮乏に限定せられて居りまして、財政主管の大臣と監獄主管の大臣との間に協定せられました所の金額は殆ど一定して居る有様であります、其金額は經常費に付きては年々四百四十万圓、臨時費に付きましては年々大凡四十万圓併せて四百八十万圓と云ふことに略々協定が調つて居りますのであります、然るに明年度即ち三十五年度に諸君より提出になりました概算の要求は其金額を取調べて見ますのに經常の費用が大凡四百九十万圓、臨時が三十七万圓、此三十七万圓と申しますのは只今六ヶ所の建築費になつて居ります、其金額三十万圓の外であつて合せて六十七万圓と云ふことになる、四十万圓に對して六十七万圓、四百四十万圓に對して四百九十万圓、合計五百五十七万圓となりまして即ち之を協定額四百八十万圓に對比致しますれば約金七十七万圓ばかりの増加の要求になつて居りますのであります、是は勿論諸君の御手許で御調べになる場合には無論仕様の無いことは明白であらう、又追々監獄の改良を施し、事務の整頓を致しまするが爲めには費用の要りますことは免れぬことであつて孰れも無用の費用とは決して心得ませぬが唯此監獄費の經濟は前々より御承知の

通りの次第に相成つて居りますから、實は只今の所では餘程結構な計畫でありまして、大層一時に金の掛ることは如何とも致方がないと云ふ有様であります、中に就きまして在監人の費用の如きは或は在監人の増加に伴ひまして費用も増加を致す、此等のことは已むを得ないことであります、が其他修繕費、建築費、廳費、雜給、雜費と云ふものゝ如きは要する所唯今の所では容易に突飛の増額は出来ぬのであります、然るに其事實は前に申述べました如く、要求の金額は殆ど八十万圓も増加を致して居ると云ふことになり、申述べました如く、己むを得ず當局でも査定を致しまして成るべく公平なりと認められた所の査定を致して、四百八十万圓の内輸に落附けて非常な減額を致して、さうして豫算を提出するの得むを得ざることに相成つて居るのであります、此等は固より諸君に於きましては御注意になつて居ることではあらうと存じます、が到底突飛の増額は差當り出来得られぬことであり、申述べました如く、どうか其邊は尙ほ飽きまて御承知下さいまして、各自の監獄の費用を御取調べになる際に篤と前後緩急の別を御攻究に相成りまして、例へば甲の費用を増しますれば乙の費用を減ずるとか、一面に増額を致しますれば一面に何か収入を増加致す道を講ずるとか、其邊經濟の運用の附きますやうに各自諸君に於きましては厚く御注意を願ひたいのであります、唯今述べましたことは昨年以來國庫支辨になり、ました府縣の監獄の典獄諸君に御話を致しました次第ではござい、ますが其他北海道廳の地方監と云ひ沖繩縣の地

方監獄と云ひ、且つは集治監の經費と云ひ、矢張増額の困難なることは同一の事情であり、故に此等のことは地方監獄の典獄諸君に限らず、滿場の諸君に於きまして親しくどうか御注意を下さり、大凡其概算を調べ、前に當つて御斟酌を下されることを希望致します。餘り多額になりますと、當局で査定するにも或は其宜しきを得ぬで存外公平を得ぬことがあり、ましては私共の職務上にも心配を致すこととてありますから、厚く御注意を促すのであります。現に三十四年即ち今年度の監獄經費の如きも其配當に付きましては當局では成るべく及ぶ限り種々の標準より調査を致して公平に配付になりました心得では居りますが、併し何様要求額より非常に減額になつて居りますから、諸君の所に一々御満足になる譯には參つて居りませぬであります。尙ほ其配當の當時に私共より御通知を致した通り、當年度の豫算に於きましては或る二三の科目を除くの外は本省に取置きのないのであります。是は其當時の通知に依りまして既に御承知のあることと心得ます。例へば廳費の如き修繕費の如き又は建築費の如き、是は皆配附済であります。然るに或監獄からは矢張り此等の費用に向ひ追々經費の増額を要求に相成つて居りますが、是は矢張り實際の事情に於きましては定めて御困難なことであり、已むを得ざる事情とは心得ますが、當局には事實一文も金が無いやうな状況でありますから、是は何卒御配慮になりまして、追々補充になつて差支のない費目無論の事であり、取置きのない

費用のことには付きては増額の御請求はどうか將來は御考へ下さるやうに致したいのであります。修繕費なども或は大暴風雨でもありますとか、其他天災事變がありまして非常な破損でも醸しますれば、是は別個の場合であります。唯、經常普通の修繕費と致しましてはどうか配附になりました金額で先づ其年度の始りに於て諸君の所に於て緩急前後を御計り下されて、兎に角其配附になつた金額で支辦になる方法を御立て下さるの外は致方がないのであります。右様な次第でありますから、どうか此等の事に付ては將來尙ほ厚く御注意あつて當局で取置きのないと通知をした分は、どうかもう御上申になりまして……且つ其事柄は結構な事であつて御同意を致し、しても仕方がないこと、御了解を願ひたい、何事も總て最早豫算に編入になりまして、それが確定して配附になりました以上は其後のことは尙ほ次の年度の豫算が提出になつて、其要求を容れ、兎に角左様でないのは其年度の半ばに於て或は新事業を始めるとか、新規に建築をするとか云ふやうなことは無論出来ぬことでありますから、左様に御承知を願ひたいのであります。經濟が地方税の節には其事柄の緩急に由りましては臨時に會の開けることも度々時期があり、又小額のことは府縣參事會の職權に屬しまして、随分臨時に急務を要して取立てます途もあつたのであります。其邊のこと、國庫支辨になつた以上は非常な天災事變でもありまして、豫備費から支出になりますものは格別、然らざる經常の費用は中途から

何とも仕方がないのであります。右の事情は呉々も御諒察を下さることを希望を致すのであります。(未完)

○普國に於ける囚人を監獄營繕工事に使役する實況

に就て

小河 滋次 郎

獨乙(殊に普國)に於ける監獄囚徒の作業に就ては刑法及び千八百九十八年十月廿八日聯邦議會に於て決議したる行刑準則の内に之を規定す即ち刑法第十五條に曰く懲役ニ處セラレタル者ハ懲役場内ニ於テ一定ノ役ニ服セシメラルベキモノトス囚人ハ外役殊ニ公役又ハ官廳ノ監視タル役ニモ亦之ヲ服セシムルコトヲ得但外役ハ他ノ僱役者ト別異スルトキニ限り之ヲ許ス

第十六條に曰く

禁錮ニ處セラレタル者ハ禁錮場内ニ於テ其技能及身分ニ相當スル方法ヲ以テ役ニ服セシムルコトヲ得但此服役ハ囚人ノ要求アルトキニ限ル
外役第十五條ハ囚人ノ承諾アルトキニ限り之ヲ許スモノトス
第三百六十二條に曰く

重拘留ニ處セラレタル者ハ其技能及身分ニ相當シタル内役ニ就カシムルコトヲ得但普通僱役者ト隔離スルヲ得ル場合ニ於テハ外役ニ就カシムルモ妨グナシ
行刑準則第十八條に曰く
作業ヲ囚人ニ課スルニ就テハ其健康技能及將來ニ於ケル生計上ノ關係ヲ省察ス
ヘク殊ニ禁錮囚ニ對シテハ其教育ノ程度及職業上ノ關係ヲ參酌スルヲ要ス

又其第二十二條に曰く

囚人ノ勞力ヲ利用スルニ就テハ成ルベク民間ニ於ケル事業ノ利益ヲ害セザルヤ
ウ注意スベシ殊ニ囚人ノ勞力ヲ一個人タル僱主ノ使役ニ供スルノ範圍ハ努メテ
之ヲ減縮シ囚人ヲシテ成ルベク多種多數ノ作業ニ配分セシメ且ツ進ゾテ益々諸
官衙ノ需用ニ應ゼシムルノ法意アルヲ要ス如何ナル場合ニ論テク監獄作業ノ爲
メニ民間ノ職業ヲ抑壓セシムルガ如キハ努メテ之ヲ避クスンバアルベカラズ
斯クノ如ク刑法及び準則の規定は明かに囚人をして公役若くは官廳の監視に屬す
る作業に就かしめ比較的少額の賃錢に依て結約せらるる所の受負事業を制限して
民業競争の弊を避けしめんとの意思を表白せり若し監獄に於て受負の方法に依り
盛んに製作を興し受負人は低廉の價格を以て其の製品を市場に販賣するが如きこ
とあらば普通の實業家は到底其の競争に堪ふる能はず從て一般の職工をして非常
の苦痛を感ぜしむるに至るを免かれず是を以て普國に於ては數年以來監獄の囚人、

をして専ら軍隊、警察、病院等に於ける被服類及び通信部内の諸需用品を製作せしむる方針を採り尙ほ近に至り農務省又は地方公共団体の要求に應じ、或る條件の下に囚人をして開墾、拔木、道路、河川、港灣等の改修工事に就かしむるの道を開けり

監獄の需用は成るべく囚人の勞力に依て之を充たしむるの注意あるを要す是を以て普國に在つては炊事、洗濯、掃除等は勿論、被服、臥具の製造、機械備品修繕等の如きも渾べて囚人の勞力を利用し來りし所なるが近年に到り一層其の範圍を擴め大なる監獄新築、改築工事に至るまでも努めて囚人を使役するの方針を採り、最初は多少の困難あるを感ぜしと雖も監獄當局者が銳意熱心能く此の方針の旨趣を体して經營刻苦する所ありたるの結果着々成績の著るしきものあるを見るに至れり

囚人を監獄工事に使役する件に就ては千八百九十八年十月三十一日付内務大臣及び工務大臣連署の訓令を以て之を規定せり

此の訓令に依れば第一先づ監獄に於ける修繕工事は總べて囚人を使役して之を竣工せしむるを要す地方技師は典獄と協議の上年度内に於て執行すべき改築修繕の箇所を定め設計の當否、着手の緩急を検査すべし工事費としては唯だ木材、鐵材等工事に必要な材料費のみを計算し給與工錢は之を別途の計算に立つべし若し至難の工事にして適當なる職工を囚人中に見出すと能はざるか又は近接したる他の監獄中にも之を收容する能はざるときは受負業として普通職工を使用するも妨げな

し但し此の場合に在ては工事に關する一切の費用を計算するものとす各監獄に配布したる改築修繕費にして年度末に到り餘剩あるときは内務省に於ける中央金庫に還納せしめ内務省は他の必要ある監獄又は大建築工事中の監獄に轉用すべし之を要するに監獄に配布せられたる建築修繕費は固と普通労働者を使用する設計に依て算出せられたるものなるが故に若し囚人を使役するの方針を實行するに至れば著るしく剩餘を生すべきは明らかにして之を利用して益々必要な建築修繕の範圍を擴張せんとするの精神なるが如し

監獄に於て必要な大修繕を加ふる等の場合に於て若し規定の建築修繕を以て之を充たす能はざるときは或は中央金庫より之を補充し又は國庫豫算の豫備費より之を支出すべし中央金庫より補充を要する場合に於ては材料費の外工錢は唯だ使役人數掛り日數等に該當する概算を揭示するを以て足れりとすれども豫備費の支出を要する場合に在ては材料費は勿論囚人一人に付き一日四十邊ニ器ニ械費十邊ニの割合を以て計算書を調製すべきものとす但し普通職工を使役する場合は此限りに非らず

監獄に在ては適當なる技手を任命し置くこと必要なり技手は營繕工事に關する相當の技能ある者なるを要す千八百九十六年二月十二日内務工務兩大臣訓令技手の俸給は年額千二百馬克乃至千八百馬克にして官舎又は官舎料を給し別に年額百馬

克乃至百五十馬克の手當を給す故に適當の人物を得ること困難に非らず若し適當の技手を撰任する能はざるが爲めに一時之を備入るゝの必要あるか又は戒護上の必要に應じ特に補助看守を増員するの必要あるときは之れに關するの費用は建築修繕費計算書の内に要求すべし

斯くの如き方法に依り普國に於ては獨り監獄内部の模様替例へば雜居房を分房に改修し工場及び監房を視察取締に便なる組織に變更する等を始めとして工場、倉庫、炊場、洗濯場浴室、官舎等の新設を囚人に依て竣工せしむるに至りたるのみならず近年に至り尙ほ進んで監獄大新改築工事までも亦た囚人を利用するの範圍を擴めたるの結果内務省所管に屬する大分房監獄の建築費は二十年以來著るしく其の減額を見るに至れり

「レンズアルヒ」懲役監

- (1) 人員 六二〇
- (2) 建築費 二九〇八一五八
- (3) 一人ニ對スル建築費 四六九一
- 「カツセル、ウニールハイア」懲役禁錮監
 - (1) 五〇九
 - (2) 二八七二二四一

論

說

(3) 「ヘルフォルド」禁錮監

- (1) 四四二
- (2) 一六二七二八九
- (3) 三六八二

「グロリス、ストレリリツツ」懲役監

- (1) 五二六
- (2) 一一一八四二
- (3) 二三〇四

「ヂツセルドルフ」禁錮監

- (1) 五九四
- (2) 一四六三八三一
- (3) 二四六四

「ウテトラウ」禁錮監

- (1) 五五〇
- (2) 一二三〇六五
- (3) 二二二四

「サトリ」ノ「禁鋼監」

- (1) 七二一
 - (2) 一七三〇〇〇〇
 - (3) 二四〇〇
- 「アレヌラウ」禁鋼監
- (1) 八五〇
 - (2) 一七五七九二二
 - (3) 二〇六八

則ち近年の新築に係る監獄の工費は之を舊監獄に比すれば四人一人割の上に於て殆んど半減の節約を見るに至れり是は多年の経験に依り技術上設計上及び監督上其の經營措置の宜しきを得たるにも依るべしと雖も其の重なる原因としては囚人利用の範圍を擴めたるにありと斷言するを得べし

現に着手中なる「トリトル」縣に於ける「ウヰットリツヒ」大分房監獄の新築工事の如きも成るべく囚人の勞力を利用する方針を以て之を施行しつゝあり

該監獄は男監女監の二區に別ち男監五百三十八人女監百七十一人を收容するの設計にして炊所浴室洗濯場倉庫官舎其他必要の建物を以て之に附屬せしむ本監を新築するに就ては最初先づ囚人二十名を收容するに足る作事部屋を建造し鍛冶工

論

説

場及び指物工場を以て之に附設せしむ同時にまた受負者に托し普通職工をして男監に屬する經理用の建物を建造せしめたり經理用の建物は二階建にして下層には炊所洗濯場浴場指物工場及び鍛冶工場を設け上層には八十乃至百人を收容する所の寢室を構造せり而して此には囚人中營繕事業に習熟したる者及び營繕上必要の者を集禁するものとす建築工事に就ては熟練したる一人の監獄技手を置て其の指揮監督に任し戒護の任務は相當の看守を配置して遣算なからしむることを期す經理用の建物に次て普通職工をして教誨師及び教師の居住に充つべき官舎の荒造りをなさしめ内部の造作及び備付裝飾等は囚人をして之を竣工せしむ該官舎は當分の内二人の技手の居住に充て以て工事の監督に便ならしむ工事の進行に従ひ漸々多數の囚人を要するに至りたるを以て前きに作事場として設けたる建物を以て收容の場所に充て更らに假倉庫を建て、石工場及び鍛冶工場を此に設く監舎に就ては土工地形及煉瓦積(二階に至るまで)等は悉く囚人の手に依て竣工せしむ其他建築に要する鐵製石製及び木製の諸材料を始めとして内部の造作に關する工事は凡べて囚人をして之を完製せしむ製作に要する素品類は工務省に於て之を供給せり囚人をして上層の工事に従事せしむることは實に事業の困難たるのみならず危険亦た少からざるを以て止むを得ず其の荒作り丈け受負人に托し普通職工をして之を建築せしむることゝなせり是れ亦た荒作り竣工の上は囚人をして其の内部の

○放免囚保護に就て

(於監獄協會總會)

福 鎌 芳 隆

私は當會員の一人福鎌芳隆と申者であります。今般上京に際しまして此大會の席末に列するの榮を得ましたるは幸福の次第と深く觀喜に堪へざることに存じます。然るに只今會頭閣下より幸ひの上京故田舎に於ての實見談にても述べよとの御命でありました。が元より淺學寡聞の私の事でありますから此儀は平に御免を蒙り度相願ひました。が是非何か申す様との仰でありますから身の程も顧みず此演壇に登りました次第にあります。斯かる博識諸君の御面前に於て我々か實見談杯を述べまするは甚だ嗚呼ク間敷次第であります。が遂に汚聽を汚す次第と相成ました。此段は厚く御諒察を願ひ置きます。

併し私は別段是と申事の考へも御坐りませんが衆々希望致して居ります。或事柄を聊か陳述致そうと考へます。

夫は何かと申せば體刑執行濟放免囚保護と申す一事であります。一体出獄人保護と申事に付ては最も其必要は社會習認めて同情を表する所であります。が斯く同情を

表するにも拘はらず實際其事業が遅緩であるのは如何の譯かと申ますと兎角犯罪人……と云ふ感念より冷淡に打過ぐると云ふ傾きがありはせぬかと疑ふ所であります。僅に名古屋……愛知一縣の現狀を以て日本全國を推測致しまするは輕忽を免かれせんか。も知れませんが名古屋監獄現今の囚人を見ますれば初犯三百九十九人にして再犯以上千二百七十三人而して之を犯數で申しますれば五犯以上五百九十三人七犯以上三百七十一人九犯以上百八十一人十犯より二十二犯迄か百二十八人と申す多數の累犯であります。是は如何したら此累犯を減ずることを得るやとの問題には箇様のものは不得止事故に社會公衆より絶對に隔離するの外はないとの論は往々聞く所であります。か私は一概に累犯は皆絶對に社會より追拂つて仕舞へと申す事は稍苛酷の論と考へます。何となれば社會か放免囚に對する所遇は如何てありませう。諸君も御承知の通り僅に三十餘年以前に在ては舊幕律に於て遠島追放取拂等の刑は皆追拂主義なるのみならず其以下の入墨赦放し杯の刑も皆居村の戸籍名簿を削り村方へ入ることを禁じましたものて是を舊里帳外と唱へました。各藩には多少其方法に差異はありました。が大体左様の止來りてありました。から今日都會の人民は此頃の習慣は更にありません。けれど少しく田舎へ踏込みますと依然其風習か存して居る會て私か幼年の頃三河にありましたとき此舊里帳外の處分を受けたるものが村方へ歸り來りたるを自由自治團體の名主とか五人組と

かが申付割竹棒にて村外れまで追ひたした實況は今日朦朧と覺へて居りますか先づ左様の狀況であつたものであります先日私は尾參地方を巡視致しまして舊地へも立寄りまして近來は村方にて罪を犯したるものも放免歸村致せば村長其他にて世話致す事であらふが如何の景狀であるかと問ひましたら昨年以來二人程懲役歸りが居りましたが此頃は皆何れへか逃げて仕舞まして村方一同安心致しましたとの答へで田舎村落の狀体は斯くの如き次第であります故に何程教誨師諸君が監獄内にて個人教誨又は一般教誨にて専心力を尽されましても獄外の待遇が左様の次第でありては勢ひ再犯に陥らざるを得ざると云ふ様の次第にて此點に付ては累犯者と雖も大に懲察せざるを得ざるものがあるかと考へます

今日は次第に放免囚保護と申事が追々と發達致し参りまして甚だ悦ぶ可き事ではあります但し只監獄内に於て改心し將來自活の目的なきものを收容して雇入口を求め其生活の道を得せしむると云ふ如き事は此多數の累犯より比較せる時は九牛の一毛大海の一滴と云ふ位のものにして是等の事にて累犯を減じ社會の靜謐を保たんと云ふが如きは甚だ難事であると信ずる次第である故に私が熱心希望する所は此放免囚保護事業は一面保護會社内にて獨立自活の道を得せしむる方法を講ずると共に地方長官司司法官獄官等一致協力して各市町村長助役即ち地方自治團體の機關なる者を曾入會せしめ之を保護會員として一面は放免囚歸村のものを十分

保護し一は以て郷里の人民が徒らに排斥するの弊を除き又何れの土地も今日は實際勞働等に入夫を要することの多き時期であれば之が業務に就く可きことを其自治機關に備へ居る者が深切に周旋する様相成ますれば結局町村自治團體中より出したる不肖者は其團體中にて十分保護の届くこととなりまして其民排斥の爲め再び罪を犯すの悲境に陥る者を減するには著しき美果を結ぶに違ひないと信ずる所でありまして而して斯く保護の道が充分届き居るにも拘はらず尙數犯を行ふ者あれば此時こそ社會公衆と全く隔離するの主義を實行するも遺憾なきことと考へます故に私は將來放免囚保護會社の續々設立あると共に皆に此會社が僅かの人を會社内に於て保護するに止らず大に各市町村長助役等の自治機關に備り居る人の入社を求められ専ら放免歸郷の囚徒保護に力を盡す可き様方針を取られ會社内外の働らきを以て累犯防禦の目的を達せんことを希望に堪へざる次第であります納辯をも願みず諸君の清聽を汚したることは平に御宥恕を願ひます次第であります

○監獄作業施行談

(於東京集治監講話會)

藤澤 正啓口演

今日は折角の御相きでありましたから茲に出席致しましたが何れも腹案がなく殊に

御承知の通り至つて話し不調法でありますけれども強て何か御話をせよと云ふことでありますから聊か作業の事に就て申述べやうと思ひます

此所へ出ます前深く心に掛けて居りますことは明治二十三年に私が此所に通ひまして故ゼーバ、ハ氏に就き斯業の奮陶を受けましてから最早十二三年の星霜を経ましたが願ひますれば是れぞと云ふ監獄社會に寸効をも爲し能はぬことは誠に御耻かしき次第であります、只今彼所の事務室に於て小河事務官より御話のありました事に付き聊か心付きましたことがありますから御参考にはなるまいと存じますけれども一寸と御話を致して試ようと思ひます、それは囚徒の作業の事でありまして監獄作業の事は近來各監獄共非常に奨励する様になりまして獨り工錢收入の點に於て増加を見まする而已ならず囚徒作業上の監督方法も追々進歩し來りましたが、私の考へては未だ大に遺憾の點がある様に思ひます、先づ今日工錢收入の點より云ひましても私の従事して居ります警視廳部内の監獄に於きましては一人平均まだ七錢にし加達しませぬ、殊に工場に於て作業を監督する事に甚だ不充分の事が多いのであります、申す迄もなく監獄の作業と云ふものは只だ工錢を取るのが目的でなくして工錢の多きのみを望むではありませぬけれども少くとも此點は一層注意を要する一つの事であらうと思ふ、何せなれば東京の如き此都會の地に於て僅かな工錢に満足すべき事でないと思ふのであります、而して何故に此の有様であるかと

云ふことは、一つは作業施行の方法の宜しきを得ないと云ふことは確かに収入の未だ低度にある原因であるのであらうと思ふ、茲に一二の例を申し上げますれば監獄の總ての手續が所謂をつくら繁雜の意に過ぐるのであります、即ち商人又は受負人等も監獄の作業は餘程低廉にしなければ受負者がないのと、今一つは監獄の役人の扱ひ方如何に依ること、思ひます、即ち商人に對する事と囚徒を監督することの二點に於て吾々が十分の注意が尙足りないのではないが、即ち商人等相互の取引なれば僅か三分か四分間に調べることを出來得る事も監獄に於ては一圓か二圓を取引するにも貴重の時間を一日も費さねばならぬのであります、之れは畢竟官の事で止むを得ないとは云へ監獄に於ても一時間掛るものを三十分に縮める位のこととは随分取扱方如何に依りて出來ない事ではなからふと思ふ、又作業に従事する看守の注意と云ふことが大に作業の上に関係を持つのである、先刻小河事務官の話しにも科程を設けてあるも其科程を了らないで過ぐるものが往々あると云ふことであります、之れは私共の能く氣付く事で巢鴨市ヶ谷杯でも矢張り是等の事實は免れないのであります、然るに此科程のことは嚴重に監督して命令すると云ふと囚徒又は看守の口實は製品が粗雜になると云ふのであります、併し製品が粗雜になると云ふことは畢竟一の遁辭に過ぎぬのであつて粗品を多く捨へることは誰でも出來るのであります、精品を多く作ると云ふことは即ち作業監督の嚴重なる所以であるのであ

ろうと思ひます、當集治監の諸君は決して左様な事はありませんが自分が扱つて居る所の非を茲に打明けて申せば工場詰の看守は常に作業には授業手があるから自分等は關係せぬでもよいと云ふ人は表面にはないけれども始終さう云ふ感じを持つて居る人があるやうに見受けられます、一体作業を監督すると云ふことは能く其作業を知らねばならぬのである、例へば木綿は一反に付て何匁、而して見れば百五十匁に織上げねばならぬのであるとか或は紙を漉くに紙と云ふものは千枚に付て厚さ何程に漉上げねばならぬものであるとか云ふ如く夫等の事を知て而して初めて其作業の監督が出来るのである、然るに只だ二丈五尺なり二丈五尺を織る丈けを知つて居るのみでは作業の監督は充分出来ぬ筈である、従て二丈五尺織れば其れて料程が濟む而して其素品は果して幾何を要したるかを問はざる様では甚だ無責任と謂はねばならぬのであります、夫れ故に看守は夫等の事を能く知て木にて卓子を作るにもせよ金にて、ロヂ坪の金物を作るにもせよ其卓子は何程の高さにして如何なる形に製作すべきか勿論數多き中には其職に經驗あるものでなければ解からぬ事が多くありますけれども能く注意さへせば随分解かるのである、殊に監獄作業の如きは多く解り易きものが多いのである、現に受負人が監獄に來て受負人等の苦情を云ふのは何であるかと云ふに貴重の時間を空しく費さるゝと云ふことである、例へば僅か三圓か五圓の金を受取るに時間にして五十錢位も失ふのみでなく製品が普

通ならば六七反も出来るものが監獄では五反より出来ぬと云ふ様な工合である、先日私も鴉に逡廻した時に糸練りを爲て居る四人があつて凡そ三四十人も糸練りに服役して居つて而して十時になるかならぬに早や屑糸此位此時手を以て大きさを形容すを丸めて居るのである而して其屑糸の目方を試みに掛けて見ましたのに百目以上あつたのであります、今日紡績糸で百目三十錢位であつて而して一反の糸を繰る間に少しも屑を出さぬと云ふことは到底出来ぬ事であるが、少しく注意を用いたならば二三匁位の屑糸で出来るのであります、然るに囚徒の作業は如何と云ふに前申した通りの次第であるのでありますから如何しても受負人は引合はぬのであつて勢官の製品の知きも高くなるのであります、成程就役囚をして料程に違せしむると云ふ監督は六ヶ敷には相違ないが製品を粗雑にして料程を了らせることは誰にでも出来るのであつて其れを適當に監督をして料程丈けを了らせると云ふことは如何にしても熟練なる看守諸君の手腕と看守の注意の周到なること、を要するのであると思ふ、實は私は性質として物事が兎角極端に走ると云ふ性質を持つて居りますから豫め料程を定めた以上は是非其れ丈けは了らせねばならぬと思ふて居るのであるから、適う料程を了るものが少なかつたならば終に全体に料程を了せぬと云ふ癖を付ける結果を見るのであらうと思ひます、乍併作業に熟達せるものでも其四人に出来能はぬ様な無理な料程を強ゆることが在つたならば之れは所謂

難きを責むることになるのてありませうから私は素より夫れを望むのてはありませぬが兎に角行刑の重なる箇條と致しましては嚴重に科程を了らせ又た夫れ相當の監督を爲すと云ふことは最も必要であります而して又た一つは出來得るだけ受負人に時間と手数を省かせると云ふことに力めたならば工錢收入の上に於ても只今の一二割を増加すると云ふことは實に容易の事であらうと信ずるのであります、今日は何も腹案もなく誠につまらない事を申し上げます諸君の御静聽を煩はしましてござります

海外通信

在英 伊 東 思 泰

戦近我國監獄社會の問題となれる階級制執行に關する可否の論斷は姑らく他日に譲ることゝなれるも今人社會に於て斯問題を調査研究するの資料に供すべき好個の參考は蓋し左記に英國伊東思泰氏の通信なりとす、即ち本通信は全氏より清浦會頭に寄せられたるものにして予輩は會頭の許諾を経て本誌に掲載することゝせり讀者之を諒せよ

協會雜誌記者誌す

○英蘭現今に於ける階級制度

(System of Progressive Stages)

第一條 囚人は該役業勉勵の程度に隨ひ一週間に六、七若くは八點を得能ふものとす
 第二條 囚人は處罰若くは病監中故を以て役業を爲さざる時は標點を與へざるものとす
 第三條 囚人にして役業に怠慢なる時は報告せられ處罰せらるゝものとす
 第四條 階級制度は四階級にして各囚人は放免期に達する迄之を通過するものとす
 第五條 囚人は第一階級より始むるものにして一週毎に八點を得るものとせば廿八週間の得點即ち二百二十四點を得る迄該階級に滞留するものとす

第二階級に於ては猶二百二十四點を得總計四百四十八點に達する迄滞留するものとす
 第三階級に於ては猶二百二十四點を得總計六百七十二點に達する迄滞留するものとす
 第四階級は殘刑期中とす

第六條 廿八日以下の刑期ヲ有する禁錮囚は全刑期中第一階級に留まるものとす
 第七條 囚人にして怠役、不行狀若くは教育に對し不注意なる時は左の規定に據り處罰として沒收せられ若くは他の處罰に附加せらるべし

- (一) 既得の標點若くは未來に於て得べき標點を沒收せらるゝ事
- (二) 特に指定せられたる標點數に達する迄他階級に於ける特權を奪はるゝ事
- (三) 現階級に於ける規定の標點數に附加せられたる標點數を得る迄該階級に抑留せしめらるゝものとす
- (四) 下次の階級(現階級の次若くは其他の階級)に接觸せられ該指定せられたる標點數を得る迄該階級に施留するものとす

囚人にして該指定せられたる標點數を得たる時は(其間に同様の降階處分を受けたる者を除き)直ちに原階級に復歸せしめられ前きに原階級に於て得たる標點數に加入せらるゝものとす

第八條 強役に非ざる禁錮處分を受けたる囚人は毎日十時間以下六時間以上(食事時間は算入せず)の範圍内に於て指定せられたる時間内就役を要求せらるゝものとす但監獄中に於て該囚人に對し役業不適當なる事を證明したる時は此限りに非ず

彼にして之が就役を拒みたる時は處罰せらるべし
 彼は之が爲に刑期の最初より使役を受くべきものにして若し必要なる時は共同業に役使せられ階級製度の下に善良なる行狀と伴ふ役業により得らるべき特權を與へらるゝものとす

第九條 強役處分を受けたる囚人(少年犯罪者を除く)の第一階級は左のし
 (一) 嚴重なる分離を以て毎十時間使役を受け而して該十時間以下六時間以上(食事時間を算入せず)は非常に體力若くは手力を要する強役に就げしめらるゝものとす

- (二) 刑期の最初十四日間は臥褥(敷布團と見做す)に差支なししに睡眠せざるべからず
- (三) 恩惠の工錢を得る事なし
- (四) 宗教并に學校教科書の外他書籍を許可せず

第十條 強役處分を受けたる囚人の第二階級は左の如し

(一) 強役の性質上少しく其度を軽減したる者を科せられ若し出來得る時は共同業に就けしめらるゝものとす

(二) 一志(我五十錢)を超過せざる恩惠的工錢を得能ふものとす

(三) 宗教及學校教科書の外圖書室の書籍を許可せられ毎週一回交換を受ける事を得

(四) 囚人教育の規定に該當する者は學校の教育を受く

第十一條 第二階級に於ける全上の囚人にして本階級に於て其標點二百二十四點を得ざる以前に該刑期満了したる者の恩惠的工錢は其得點二十點毎に一片(我四錢餘)の割合を以て計算せらるべきものとす

第十二條 全上囚人の第三階級は左の如し

(一) 従業は第二階級に全し

(二) 一志六片(我七十五錢)を超過せざる恩惠的工錢を得能ふものとす

(三) 宗教及學校教科書の外圖書室の書籍を許可し毎週二回交換を受ける事を得

(四) 囚人教育の規定に該當する者は學校の教育を受く

(五) 本階級に達したる時は一回の受發信と廿分間に亘る一回の訪問(即接見)を受くる事とを許可す

第十三條 第三階級に於ける全上の囚人にして本階級に於て其標點二百廿四點を得ざる以前に該刑期満了したる者の恩惠的工錢は其得點十二點毎に一片の割合を以て計算せらるべきものとす

第十四條 全上囚人の第四階級は左の如し

(一) 従業は第二階級に全し

(二) 二十八日間毎に二志を超過せざる恩惠的工錢を得るものにして本階級間其出獄に到る迄同様の割合とす但刑期の最初より計算して十志を超過せざるものとす

(三) 書籍は第三階級に全し

(四) 教育は第三階級に同し

(五) 囚人の自ら要求する職業に向つて特別に使役せらるゝ事を得

(六) 本階級に於て百二十點を得たる時は一回の受發信と三十分間に亘る一回の訪問を受くる事とを許可す而して其以後に於ける書信及訪問に關しては本階級に於ける得點二百二十四點毎に之を許可せらるゝものとす

第十五條 第四階級に於ける同上の囚人にして本階級に於て其標點二百廿四點を得ざる以前該刑

期満了したる者の恩惠的工錢は其得點十點毎に一片の割合を以て計算せらるゝものとす

第十六條 免囚保護協會に於て該囚人の利益と認めたる方法に消費する爲め該恩惠的工錢の全額若くは幾部分を該會に下附する事を得

第十七條 前述の規定は女囚并に強役の處分を受けたる十六年以下の男囚にも適用す但斯る囚人に限り其第一階級の間は丁年男囚の第二階級に於ける者と同様使役を受くるものとす

第十八條 本規則は彼等をして役業に發奮し次の規定に指示するが如く行狀善真ならしめんが爲め強役の處分を受けざる囚人にも適用するものとす

既決囚人の待遇并に行狀に關する規定

第一條 囚人は常に靜肅を保つべし

第二條 囚人は相互又は監獄を訪問する面識なき人と交通を爲し若くは之を企つべからず

第三條 囚人は常に衛生と清潔とに注意し洗滌、入浴、男囚は外に斬髮、剃面に關する規則を遵守すべし

第四條 囚人は各自其監房、器具、衣服、臥具を保持し常に之を清め且整列すへきは勿論若し監獄運動場、通路其他場處を清潔又は掃除を爲すべき旨命令せられたる時直ちに之を爲すべし

第五條 囚人にして食事に關し訴を爲さんと欲する者は該食物を與へられたる即時に於て爲す事を要す若し瑣細又は無根の訴を反覆して止まざる時は監獄處遇法違反として處罰せらるべきものとす

第六條 囚人を裁判上の目的の爲に入監の際又は其以後に於て撮影并に測定せらるゝものとす

第七條 囚人の得たる恩惠的工錢は免囚保護協會を經由し若くは監獄事務官の命令したる方法に據り囚人に拂ひ渡す事を得

第八條 囚人は日曜教誨又は其他教誨の舉行せらるゝ場合は欠席すべき許可を得たる者を除き必ず出席を爲すべきものとす

囚人は該所屬宗教以外の宗教を誨に出席すべき旨強制せられざるものとす

第九條 左の行爲ありたる者は處罰せらるべきものとす

(一) 典獄其他監獄官吏の命令又は監獄規則を違奉せざる事

(二) 監獄官吏、訪問者又は監獄若くは役業の爲に使役する人民等に對し不都合の所爲ありたる事

(三) 役業に怠慢、不注意若くは之を拒みたる事

- (四) 濫りに日曜教誨、祈禱會又は學校教育に出席せざる事
- (五) 日曜教誨若しくは祈禱會に於て不敬に涉る舉動ありたる事
- (六) 人を呪ひ神を瀆し又は罵詈、讒謗、脅迫若しくは其他不相應なる言語を弄したる事
- (七) 非禮なる言詞、動作若しくは身振を爲したる事
- (八) 囚を毆打したる事
- (九) 許可なくして他の囚人と談話若しくは交通を爲したる事
- (十) 吟歌、口喧又は不必要の喧騒動作等を爲したる事
- (十一) 許可なくして監房、指定の位置又は役業の場處を離れたる事
- (十二) 方法の如何を論せず監獄の或部分又は彼の手に觸るゝ物品を破毀し若しくは醜態ならしめたる事
- (十三) 一切有害と認むべき行爲ありたる事
- (十四) 許可せざる物品を監房内に貯藏し若しくは自ら之を所有する事
- (十五) 物品の何たるを問はず許可なくして他囚と受授を爲す事
- (十六) 前掲以外の方法に於て命令若しくは處遇

し其他必要と認むべき處置を執るべきものとす
 第十二條 囚人にして監獄訪問委員に拜謁せん事を出願する者は該次回訪問の際に於て之を許可せらるゝものとす

雜 錄

○第一諮問案に屬する吾人の理想

溟 華 生

曩きに召集せられたる典獄會議の諮問案中第一問題たる監獄事務の簡捷を圖り並經費の節約を計るの方法意見は實に廣汎且複雜なる問題にして本問に對する當局大臣が諮問の範圍如何に就ては吾人得て之を伺ひ知るを得ずと雖も蓋し想ふに近時監獄改良事業の漸く進歩するに従ひ事務は益々繁密錯綜となり從て之に隨伴する經費の増嵩は到底免かるべからざる事實にして殆んど何人も疑を存せざる所なるに監獄費國庫支辨法施行後の狀況に依れば府縣監獄の經費は従來甲乙府縣の間に均衡を失したるは府縣經濟の貧富に依ると雖も是等は須らく今後に於て整理を要する事項に屬するを以てなり而して是等經濟上の整理は亦た蓋し經費節約

- 法に對し犯行ありたる事
- (十七) 前掲の諸事を爲すべく企てたる事
- (十八) 同囚の身体に對し暴行を爲したる事
- (十九) 監獄官吏等に對し暴行を加へ又は不敬の言語を發したる事
- (二十) 故意若しくは剛愎に監窓を破壊し又は全く破獄を爲す事
- (二十一) 處罰に當りて監獄の命令若しくは處遇法を妨害するの意思を以て故意に混雜を惹起したる事
- (二十二) 非常手段によりて之を壓倒せんとして前掲以外の悪行不服等の所爲ある事
- (二十三) 監獄より逃走し若しくは之を企てたる事

第十條 男囚にして左の犯行ありたる者は コイデラ 體罰に處せらるゝものとす

- (一) 混雜を惹起し若しくは之を教唆したる事
- (二) 監獄官吏等の身体に對し暴行を加へたる事

第十一條 囚人にして典獄若しくは高等官 (典獄ノ外 高等官ハ 教師長 監房長 女 監長(婦)アルノミ) に對し苦楚を訴へんが爲め拜謁を請願する者は之を許す而して典獄は之を教誨

上の要件たると同時に監獄費は地方税より國庫支辨に移りたる結果精密なる監獄會計處務規程の發布せられたるあり監獄事務の上に非常の繁忙を加へたることは正に疑ふべからざる事實にして該規程中或は煩累に失し非常の手續を餘義なくせしむるものなきにあらざるが如し、予輩の経験に依れば現に同會計規程中給與工錢明細書及食糧明細書の如きは何れも皆鮮少なからざる手續を煩すと云ふ、而して監獄會計規程中に規定の事務は何れも會計検査院の検査證明上必須の事務たるに相違なかるべしと雖も是等は可成難を省き、簡易の手續に依るの方法を講ずることは是れ亦事務簡捷の如きも徒らに手續を要する割合に其効用顯著ならざるものなきにあらざると云ふ、而して亦毎年度の經費豫算編成に當り附屬調査書類の繁密なるが如き、在監人身分帳及附屬書類中比較的繁文褥禮に類する調査事項なきにあらざるなきを感ぜり、其他亦現行に監人給與工錢の主義及算出方法は繁且密に失し却て工錢給與の趣旨に悖ることゝなれるは是れ亦事務の繁累を招くの原因たることを得ず、要は只給與工錢の性質及目的よりするも現行の制を改め重罪、輕罪の區別位に止め等差の立つるは格別其他は總て一定の定率に依り算出し其れ以上は改

後の程度如何に依り當局者の職責に任せしめんとするにあり、其他豫算に於て決定したる營繕工事を施行するに當り決定豫算に付更に主務大臣の認可を受けしむるの類は畢竟重複の手續を履行するに過ぎざるの嫌あり、事務簡捷上の累たらざるなきを得ず、以上は只現行の監獄事務中繁文縟禮を省略し得べき餘地ありと謂ふを謂べきが如し、而して經費の節約方法は云ふ迄もなく事務の繁簡に伴ふもの多きを以て將來果して監獄事務の簡捷を圖るを得ば經費の幾分を節約し得べきは素より論を待たず要するに一般經費の節約は冗費を省するにあるは勿論、就中監獄の如き比較的監署の需用物品に要する經費の多額なる官廳に在ては物品の購買、利用及賣却上に慎重の注意を加ふるにあり尤も國庫會計法に於ては嚴正なる例規のあるなり或は時として法規の查嚴なる丈夫れ丈け却て比較的經費節約の本旨に背反するの事實なきにあらざると雖も當局者の注意、精粗の如何に忽ち經費の上に至大の影響を及ぼすべきことを想へば吾人は一般の政費の節約は主として冗員冗費を省き經費の收支上に非常の注意を施すにありと云ふに敢て躊躇せざる所なり

○監獄署事務分課標準に就て

英 蓉 生

し以て在監人の書信接見に關する事項を削除する事(二)在監人の願報に關する事務を第二課に移し在監人の給與及看守以下吏員給與品に關する事項を明かに第三課の管掌に別記する事(三)等にして而して尙ほ第七條に所謂地方の狀況に依り便宜分課を増減變更する場合に於ける標準則を明かに規定せんことを要すと云ふにあり、而して典獄諸君の發申中予輩の卑風に適合したる意見なきにあらざりしも不幸にして多數の同意を得るに至りざりしは予輩の弱かに遺憾とする所なるを以て聊か茲に其理由を説明し當局に於ける調査の参考に供せんとす、第一監獄作業に關する事務をして特別の分課となすの必要は即ち作業なるものは文字の上に分かるが如く所謂生産若は製造事業にして他の一般行政事務には全然其性質に於て殊別なる必要あり、現政府が直接に管掌し施行する作業事務は多くは普通會計の外に置き殊別作業會計に關する法律命令の支配を受けしめつゝあるに依て之を觀るも既に政府の作業事務は一般行政に關する事務と同一に律すべからざる所以にして由來監獄作業は他政府が自ら管掌する作業即ち鐵道、製鍊、製紙、印刷、造幣等の事業と其作業施行の目的に於てこそ多少の差點ありと謂ふを得べけれども其作業たる事業の性質上に於ては決して其

今回召集の典獄會議に付せられたる監獄署事務分課標準は會同諸君の間に多少の修正意見ありたるも先づ其大体に於て原案を是認せられたるを以て何れ遠からず訓令其他の形式を以て發表せらるべきを信すると同時に茲に予輩の卑風の存する所を披擲し當局の参考に供せんと欲す、今回踏問せられたる分課標準案は其大体を管て廢止せられたること規程準則に大同小異に於て教務所を特設することとなりたるは蓋し改正の主要なる點なるが如し是れ當り予輩の賛成する所たるのみならず將來監獄の教誨及教育事務を擴張し監獄の最大目的たる感化改良主義に副はしめんことを欲せば教務所の特設豈に異とするに足らざるなり、先年教誨教育に關する事務を舉げて第一課の管掌に屬せしめられたるは予輩の衷心管て懽喜たらざるなきを得ざりし所なり、宜なる哉今回更に特に教務所なる獨立分課を設置せざれんとの趣旨は予輩滿腔の同情を以て之を歡迎せざれんを得ず、然りと雖も更に予輩を以て監獄署事務分課標準案に對する予輩の希望を述べしむれば蓋し左記の點に於て修正を加ふるを要す、即ち監獄作業事務を一分課とし而して其結果として踏問案第一課に屬する豫算決算及金錢の出納に關する事務を第三課の管掌に屬せしむる事(一)第二課の内に在監人賞罰に關する事項を特記

間に差異を存せざるにあらざりや即ち之を換言すれば製鍊若は鐵道作業は國防上の目的を有し印刷造幣に關する作業は政府の獨占たる造幣權の範圍に屬するが如く各其作業の種類に依り目的を異にすと雖も政府事業たる性質に於ては監獄作業との間に何等の區分あらざるにも拘はず從來政府が直接に施行する他の作業に關し特別作業會計法の設けありて獨り監獄作業に限り一般會計法の支配を受けしむるは彼は權衡を得ざるのみならず寧ろ却て監獄作業に限り特別作業法の設けなきは蓋し當を得たるものにあらざるべし、殊に亦作業とし云へば其最大の目的を害せざる程度に於て收利を計らざるべからざるは亦素より其所たりとす、果して然らば監獄作業は其目的に於てこそ刑罰執行の必要件なりと云ふと雖も其施行の方法は勿論、其事務整理の上に於ても一般行政に關する事務とは全然其間に殊別するの必要なきを得ず、然るに従來監獄作業事務の分課は第一課若しくは第三課の管掌とし獨立機關の設けなきは蓋し整理の當を得たるものと謂ふべからざるなり、既に監獄作業事務は一般行政事務に比し一種特別の性質を有するにも拘はず普通會計の範圍内に置き亦其管掌を異性質の物品會計事務等に併屬せしむるが如きことありては將來監獄作業の發達改良を期する上に決

して策の得たるものにあらざるべし由來監獄作業事務は其性質に於て既に複雑錯綜にして能く一分課の付屬物として整理するの困難且不便多きを想像せば苟も一府縣監獄に於ける作業事務は是非之を獨立の分課となし進んで其組織及整理の方法を特別に規定するの必要あるは素より論を待たざる所なり、故に予輩は此際作業に關する事務を一分課とし他日更に監獄作業特別會計法を設くるの構想を精たらしめんことを欲するにあり、而して作業事務獨立の結果として第三課の主管事務に多少の餘地を生ずべきに付豫算、決算及金銭出納に關する事務を第三課に移すを便とす、元來監獄經費收支に關する事務を第一課に屬せしめたるは想ふに蓋し其局に深き理由あるにあらざりて之を第三課に付屬せしむるときは第三課の管掌事務多きに失し、事務所務上の敏活を缺くの嫌あると一面亦金銭、物品の出納を同一主管に屬せしむるときは或は不慮の弊害生し易きとの犯愛に出でたる結果に過ぎざるが如し、果して然らば是れ實に犯愛にして予輩は寧ろ却て用度事務に會計事務を分轉するの結果は硬ひて監獄經濟の圓滑を缺く累なきにあらざるを信す、何となれば用度と會計とは會計其性質を異にするを知ると雖も整理上其間に相察接して離るへからざる關係を有する性質の事務たるは

索より疑ふへからざればなり然るに斯る密接の關係を有する二者の事務を分割するの弊は却て冗員を要し經費を節する能はざるの結果を生じ殊に時として杆格抵牾を來たすの虞なきにあらざり亦况んや用度事務と會計事務を同一分掌に屬せしむるより生ずべしと云ふ弊害を豫想する如き議論は容易に之を信する能はざるのみならず必竟期を蹂躪せらるゝ結果なるに於てをや、故に予輩は監獄事務の管掟を圓の上よりするも金銭收支に關する事務は用度事務と同様第三課の管に屬せしむるを以て至當とす、第二在監人賞罪に關する事項は諸問案中の監獄の戒護事務に包含するの當局の説明なるも是れ亦容易に信する能はざるなり、在監人賞罰に關する事項は行刑上に緊要なる遇囚の要義なり戒護事務の整頓を以て遇囚の能事終れりと云ふ能はざると同時に賞罰事項は是非共之を特管大書するの必要なる所以亦殊更に説明を要せずして明なり、而して亦在監人の書面接見に關する事項は獨り第二課の專有物たらざるを見に關する事項は諸願事項を第二課に屬せしむれば亦以て執務の當を得たるものとす、在監人及看守以下の給與に關する事項を第三課に屬せしむることと是れ亦恐らくは何人も異議なき所にして之

を明記するの必要ありと云ふに過ぎず、而して監獄の大に、地方の状況に依り分課標準以前に分課を増減變更を要するときの準則を更に規定し置くの必要ありと云ふは要するに此分課標準を定むるの必要ありと同一理由にして亦他に多くを謂ふを要せずして明かなるを以て之を贅せず、以上は予輩が監獄分課標準處に對する修正意見なりとす當局者夫れ之を如何と爲す

○看守定員令改正案に就て

典獄會議に付せられたる看守定員令を改正し據置定員を爲すの諸問事項は不幸にも典獄多數の否認する所となり否決するに至りたるは吾人の遺憾とする所なり、由來本問題は其精神及趣旨に於て否定すべきものにあらざりしと雖之と同時に雇員及押丁を全廢すると云ふ付帯條件の爲め斯くも否決の不幸に際會したるは事實餘義なき所なるべきも吾人は寧ろ此際萬難を排してたりとも本議の實行あらんことを希望せざるを得ず、換言すれば即ち今日の監獄は以て之を視るも雇員を全廢して亦行刑の儀標たるを以て之を視るも雇員を全廢して亦行刑の儀を確保し併せて行刑上の弊害を計圖せんとするに外ならず、既に本案は其目的に於て然ると同時一

而亦看守の勤勉を勵獎し以て其職責を重んずるにありとせば殆んど何人も異議を挟むものにあらざりしと雖も唯其定員算出率に於て充分ならしむると同時に併せて押丁を全廢せんとするにありたるを以て事務の上に急激の變動も來さんことを慮りたるに外ならず如し、果して然らば是れ實に聞れなきこと、云ふべし其筋の調査なりと云ふを聞くに從來の雇員に換ふるに看守を以てし然かも其人員の上には更に出入なく而して押丁全廢の結果に伴ふて小使の定員を改定し更に若干の人員を増置するの見込なりと云ふにあらざりや、加之ならず從來押丁に採らしめし事務は小使若くは囚人をして是に當らしむるの方針なりと云へば敢て非常の激變を招くと云ふに足らざるのみならず寧ろ却て監獄行政全般の上にて一層改良を促進するに好個の考案なるべきを信して疑はず、果して然りとせば彼一部論者の所謂庶務計算の事務に慣熟せざる看守を以て今日の雇員に代ゆるの困難ありとの説の如き若は亦將來看守採用年齢の上にて特例を開く必要生ずべしとの反對説の如きは尙宜諒安の捕察にして吾人は進歩促進を要する今日の場合、當局者の自ら容易に口外すべし所にあらざるを信せり、故に吾人は此際當局に於て經費の許す範圍に於て其定員率を適當に改正し高難を排してたりと

も本諮問案の趣旨を實行するの期あらんことを希望するものなり敢て當局の斷を請ふ

○在監人領直金利殖に就て

本問題に就ては曾て其筋に於て調査せらるゝ所あり、昨年三月典獄諮問會の議題として實務家の意見を徴せられたることあるも其後否として何等の方法を講究發布せらるゝに至らざるは想ふに蓋し其間に種々の支障存するものあるに依るならん、然りと雖も予輩の聞く所に依れば全國在監人の領置金は合計參拾餘萬圓の多額に上ると云ふ果して然らば之を預金として國庫に保管すると云ふ當然法律上の利子を付すべき筈なるに今日に至る迄預金者たる監署の都合に依り利殖の道を講せざるは吾人の平素怪訝に堪へざる所なり、吾人の聞く所に依れば從來領置金に利子を付せざるは在監人の領置金は即ち在監人の所有にして監署が他人の金錢を領置保管するに依て生ずる法定の果實は即ち所有者の所得たりとの理論なり若し領置金を利殖するに於ては各個人に配算上の不便且困難なりとの理由に外ならずと云ふ是れ一應當を待たるが如しと雖も果して在監人の領置金の利子を以て被領置者即ち各所有者の所得なりとの理論より推究せば寧ろ却て今日の如く無利息の預金と爲すは即

ち監署が民法に所謂善良の管理者たるの義務を盡さいるものと反論することを得べきにあらざるに吾人は民法上の管理行為を以て在監人の領置貨物に適用するの穩當ならざるを知ると同時に現行監獄に於ける領置制度は即ち法定上の強制保管にして私法上の支配を受くべきものにあらざるを信ぜり、既に之を法定上の強制保管と解釋するを得ば領置金より生ずる法定果實は之を被領置者に配當するの必要を見ざるは勿論、其果實を以て監獄慈善費の如き公益上の費途に支消する素より何等の不都合あるを知らざるなり殊に亦况んや領置金の過半は恩惠主義に出づる給與工錢たるが如き事實なるに於てをや、然りと雖も此問題に就ては結局今日法律規則の認むべきものあらざるを以て之に關する法律の制定は蓋し刻下の急務たるが如し由來監獄慈善費は出獄人の歸鄉旅費若くは窮境に陥りたる放免囚の被服費等に支出するものなるを以て見るも其目的の公益事業にして蓋し假りに領置金の法定果實を以て被領置者の所得なりとするも此場合に於ては私人の利益は公益の犠牲に供せざらざるべからずとの原則を適用して以て決して差支あらざるなり、全國在監人の領置金は無量三十餘萬圓の巨額に達とせば其利子亦決して少額にあらざるを以て此際特別の法律を制定し領置金利殖

の道を講じ其利子は監獄慈善の用に充つることにせられんことを希望の至に堪へざるなり



○匈牙利國々々立感化院 (承前)

(匈牙利國司法省出版)

法科大學 中 條 庸

一千八百四十七年設立「コンスタト、ニートラ」感化院「ショセフ、カルトホルド」之を創設し、孤兒及び在獄人の子弟を養育するの目的を有せり。然れども專制時代の時に已に廢院となれり。

一千八百四十七年設立「バートン」感化院に依て創立せられ、現資本金八萬「クロンヌ」在院者七八、歳費出二千四百「クロンヌ」なり。

一千八百四十八年設立「ロツン、ヨ、コス、シヨ」孤兒院。資本金三萬五千「クロンヌ」在院者十二人、歳費出二千四百「クロンヌ」なり。

一千八百五十年設立「ソープロン」士官女兒孤兒院。現に陸軍省の維持に屬し、三十人の在院者歳費出八萬「クロンヌ」なり。

一千八百五十七年設立「カサ、エリザベス」孤兒院。同地婦人協會之を創立し、現資本金八萬「クロンヌ」、三十人の在院者、歳費出三千「クロンヌ」なり。

一千八百五十七年設立「ナタリ、ペーラ、フ、セ」孤兒院。現資本金百三十萬「クロンヌ」在院者六十九人なり。

一千八百五十八年設立「ベツクス」孤兒院。同町之を創立し現資本金八萬「クロンヌ」在院者七十人、歳費出一萬二千「クロンヌ」なり。

一千八百五十九年設立「アンタ、ベスト」孤兒院。本院の目的を達する爲め一會社が組成され、此れに由て現に維持さる。資本金六十五萬「クロンヌ」在院者百人、歳費出五萬「クロンヌ」なり。

一千八百六十年設立「スザモス、ツバル」孤兒院。該孤兒院。牧師「クリストフ、ルカタ」之を創立し、現資本金二十六萬「クロンヌ」在院者二十一、歳費出九千「クロンヌ」なり。

一千八百六十一年設立「アダ、ベスト」孤兒院。同市之を創立し現に在院者百人、女兒孤兒院。同市之を創立し現に在院者百人、

歳費出四萬「クロノス」なり。
 一千八百六十三年設立「エベラシエス」、「コシタ
 トサロス」婦人協會孤兒院。現資本金四萬「ク
 ロノス」、在院者二十人、歳費出四千「クロノ
 ス」なり。

一千八百六十六年設立「ナリョーバトラット」、
 「エリザベス」孤兒院。同地婦人會之を創立し、資
 本十二萬「クロノス」、孤兒二十六人あり。
 一千八百六十六年設立「ブダベスト」、岡人下婢
 養成國民組合孤兒院。現資本金五十萬「クロノ
 ス」、強入院者八十人、歳費出八萬五千「クロノ
 ス」なり。

一千八百六十七年設立「ベスト」、「イストリー」該
 女兒孤兒院及救濟場(一千八百七十二年の設立)現
 資本金百萬「クロノス」強、歳費出六萬「クロノ
 ス」、在院者百十八人あり。
 一千八百六十八年設立「シスホルツ」、「コミタ
 ーホルツ」婦人事業組合孤兒院。現資本金十萬
 「クロノス」、在院者十二人あり。

一千八百六十八年設立「ニールツィーハルツ」婦人
 協會孤兒院。在院者六人歳費出四千「クロノス」
 なり。
 一千八百六十九年設立「ブダベスト」以色列該男
 兒孤兒院。「アントニー、フオヒリス」之を創立し、

ル「孤兒院。創立者「アントアン、ウインテル」資本
 金十六萬「クロノス」、孤兒三十二人なり。

「エリザベス」孤兒院。「ステファアニー、スエトケル
 ス」夫人之を創立し、政府に由て補助さる、
 現資本金十一萬「クロノス」、在院者四十人歳費
 出「一萬四千」「クロノス」なり。

「アントアン、シュエール」の發起にかゝり、現資本金
 十七萬「クロノス」、在院者三十二人歳費出二萬
 四千「クロノス」なり。

「大僧正ルイ、ペリナルド」之を創立し、現資本金
 四十五萬「クロノス」孤兒五十人、歳出費一萬四
 千「クロノス」なり。

「オズラ」職工孤兒院。國庫に由て創立、維持され、
 現資本金百萬「クロノス」在院者八十五人、歳費
 出三萬五千「クロノス」なり。

「国民育兒
 組合孤兒院。「チャレス、ヒリスザマリ」之を創
 立し、現に孤兒三十人あり。

「ラトル
 ー」孤兒院。「ペスフレーム」の僧正「ジョアン、ラノ

現資本金百五十萬「クロノス」強、歳出四萬五千
 「クロノス」、在院者百二十三人あり。

「ステ
 ー」孤兒院。婦人協會之を創立し、歳費出五
 千「クロノス」孤兒二十三人あり。

「慈善院。
 一千八百七十年設立「アラトツォル」慈善院。
 公衆の餽金と國庫補助とに由て創立せられ、現に
 在院者六十人、歳費出二萬六千「クロノス」なり。
 一千八百七十一年設立「ブダベスト」孤兒院。「マ
 リー」姉妹が公家の慈善金を集めて之を創立した
 るにて、今尙ほ義捐金の爲め維持せらる。而して
 本院の目的は善良なる婢女を養成するにあり。

「小兒救濟
 場。本目的を達せん爲め一の組合が設けられ、此れ
 に因て本救濟場が維持され、現に其の保護の下に
 三百三十二人の幼者が置かれてあり、但し六歳ま
 では之を「イストペンテレツク」に於て之を養育
 す。而して其の目的は將來園藝家又は工業家を作
 るにあり。

「マリー
 ー」孤兒院。同名の婦人協會の寄附に由て
 維持せられ、現に資本金十三萬「クロノス」在院
 者四十四人、歳費出一萬三千「クロノス」なり。
 一千八百七十三年設立「キョエール」、「ウインテ

ル「孤兒院。創立し、孤兒百三十八人を養育す。

「マ
 ー」孤兒院。寄附金に依て之を創
 設せられ、國庫に因て補助せらる。現資本金一萬
 五千「クロノス」、孤兒十七人、歳費出六千「ク
 ロノス」なり。

「孤兒
 院。高僧之を補助し、九人の孤兒あり。

「孤兒
 院。伯爵夫人「クリス、ギエラ」ウ
 ンクハイル」孤兒院。伯爵夫人「クリス、ギエラ」ウ
 ンクハイル」之を創立し、之を維持す、二十四人の
 孤兒あり。

「希
 臘加
 持力教僧正孤兒院。公衆の寄附金に依て創立され、
 五十人の孤兒あり。

「貧
 困者之孤兒を養育す。
 一千八百七十五年設立「トボナル」、「コシタ
 ー、ソモツ」小女孤兒院。伯爵夫人「デニー、フェス
 テー」之を創立し、貧困者之孤兒を養育す。

「ア
 レキ
 ー」孤兒院。羅馬加持力僧正孤兒院。僧正「アレキ
 ー」之を創立し、七十人の孤兒

歳費出一萬二千「クロンヌ」なり。
 一千八百七十六年設立「ナリシ、カコワリ」婦人事業組合孤兒院。寄附金にて創立され、現資本金五萬「クロンヌ」なり。

一千八百七十六年設立「スザトマル、チムテイ」慈善組合孤兒院。寄附金に依て之を創立し、維持する、八人の在院者あり。

一千八百七十六年設立「スゼベス、オラスワリ」、牧師女兒孤兒院。「アントアン、ハラツギキ」及「ヨルワー、サシカー」の二氏之を創立す、十二人ノ孤兒あり。

一千八百七十六年設立「スゼケスフェル、ペール」、町立孤兒院。皇族「ジョセフ」、「大公」シヴァンシモル及其他の人の寄附に依て創立され、現資本金三十八萬「クロンヌ」、孤兒四十八人、歳費出一萬七千「クロンヌ」なり。

一千八百七十七年設立「ブラソノリ」、「ルイチル」教派「タルトレル」孤兒院。孤兒十六人、歳費出六千「クロンヌ」なり。

一千八百七十七年設立「テメスペール」、「ギゼラ」孤兒院。同市之を創立し國庫の補助を受く、現資本金三十萬「クロンヌ」、歳費一萬二千「クロンヌ」、三十三人の孤兒あり。

一千八百七十七年設立「アダベスト」、「クロテ、ル」孤兒院及救濟場。同市「ルイテル」派「ヨシニユ」が「ルイテル」四百回誕生紀念祭に之を創立し、現資本金八萬「クロンヌ」、在院者六十五人、歳費出四萬「クロンヌ」なり。

一千八百八十三年設立「ロズニヨリ」、「ティスザ」、「ルイテル」派教區孤兒院。僧正「エティアヌ」、カゼトラス」の發起にて、公衆の贈金を以て之を創設し、現資本金七萬「クロンヌ」、在院者二十七人、歳費出八千「クロンヌ」なり。

一千八百八十三年在「ナリシ、ケリリス」、「コンシユ、ナール」孤兒院。「ポール、サリノ」夫人之を創立し、同市之を維持す。孤兒二十三人あり。

一千八百八十三年設立「カポスバール」、「マリ、ペレリリ」孤兒院。「マリ、ペレリリ」會之を設立し、同「コンシタ」之を補助す、現資本金五萬五千「クロンヌ」、孤兒二十四人、歳費出六千「クロンヌ」なり。

一千八百八十四年設立「ギニンギエリス」、「フェル、ペリリ」孤兒院。「ヨセフ、フェル、ペリリ」夫人之を創立し、「エリシエール」法教師會之を監督す、在院者十六人あり。

一千八百八十四年設立「バックス」、「ヘリナル、ド」加持力救孤兒院。ルイ、ペリナルド」之を建設

ル「慈惠院」。「パラトソフィルド」孤兒院に模し、寄附金にて之を創立し現資本金二十五萬「クロンヌ」なり。且つ政府の補助を受け歳費出二萬五千「クロンヌ」、在院者六十八人あり。

一千八百七十八年設立「スゼリクスフェル、ペール」男兒孤兒院。同市之を創立し、之を維持す、十八の孤兒歳費出三千「クロンヌ」なり。

一千八百七十八年在「スオムバットリ、コミタ、ペス」孤兒院。「クレイマン、エルヌスト」氏の發起にて公衆の贈金を以て之を創立し、現資本金五十六萬「クロンヌ」、在院者五十五人、歳費出二萬五千「クロンヌ」なり。

一千八百八十年設立「アウム」孤兒院。「マリ、會」之を維持し且つ國庫の補助を仰ぐ。現資本金六萬「クロンヌ」、孤兒五十八人、歳費出二萬五千「クロンヌ」なり。

一千八百八十二年設立「ギヨーマ」、「ウアダチル」孤兒院。男爵「アルベルト、ウアダチ」之を創設し、資本金十三萬「クロンヌ」、孤兒二十五人、歳費出五千「クロンヌ」なり。

一千八百八十二年設立「レイベ」、「ステファニー」孤兒院。同市婦人會之を維持し、資本金三萬二千「クロンヌ」、孤兒十七人、歳費出七千「クロンヌ」なり。

（寺院と共に）十五人乃至二十人の孤兒あり。
 一千八百八十五年設立「ミニ、ンカックス」婦人事業組合孤兒院。在院者八人歳費出三千「クロンヌ」なり。

一千八百八十五年設立「アダベスト」小學教員孤兒院。公衆の贈金にて之を創立し、現資本金二十五萬「クロンヌ」強、在院者二十五人、歳費出一萬五千「クロンヌ」なり。

一千八百八十六年設立「ウサベスト」、「コンシユ、ナール」孤兒院。同「コンシユ」之を創立し、現資本金一萬六千「クロンヌ」、在院者二十六人あり。

一千八百八十六年設立「ナリシ、スヌハット」、「ツクン、シモル」孤兒院。四十萬「クロンヌ」の資本を以て大公「シモル」之ヲ創立し、「ニッテルム」法教師會之を管理す、現に百人の孤兒と年額二萬六千「クロンヌ」を費出す。

一千八百八十六年在「アダベスト」、「フランソア、マイエル」孤兒院。「フランソア、マイエル」之を創立し、現資本金六十萬「クロンヌ」強、在院者八十八人、歳費出四萬「クロンヌ」なり。

一千八百八十七年設立「セヴァン、セット、ギエル、シ」。「コンシタ」、ハリロムスセツ」慈善孤兒院。同「コンシタ」が加税を爲して之を創立し（「フロリン」に付き一步）、現資本金二十萬「クロンヌ」

歳費出九千「クロンヌ」在院者四十五人あり。
 一千八百八十八年設立、在「ブダベスト」、「コンシエ
 ナル」慈善院。初め少年犯罪者に對し感化場として
 創立せるも、其の後無籍浪兒の教育に當つ。現
 資本金八萬「クロンヌ」弱、歳費出二萬六千「ク
 ロンヌ」、在院者百人あり。

一千八百八十九年設立、在「ブダベスト」、「マルグ
 リット」小女院。「マート」姉妹が義捐金を募りて之
 を創立し、現に小女九十人を入る。

一千八百八十九年設立、國民幼者保護會社。不道
 徳の淵に沈みたる幼者を正業に就かしむるの目的
 を以て創立せられ、現に資本金十萬「クロンヌ」
 ありて四十五人の幼者と年額一萬「クロンヌ」を
 費出す。

一千八百八十九年設立、在「エーショール」婦人協會
 孤兒院創業未だ全たからず、義捐金にて維持す。
 一千八百九十年設立、在「アイリス」婦人會孤兒院。
 小女を養ふ所とす。

一千八百九十年設立、「ワオムホル」孤兒院。同市之
 を維持す。
 一千八百九十一年設立、「シャスベレーニ」孤
 兒院。同市婦人會之を創設す。

一千八百九十二年設立、在「ホッドメーゾー、ベッセル
 ール」小學校員小兒孤兒院。小學校教員恩給資金支使
 「クロンヌ」なり。

一千八百九十六年設立、在「スゼシュエツド」國有鐵道
 官吏孤兒院。二百人の在院者あり。
 以上列記の外、尙ほ孤兒及浪兒の教育を施す所多
 々あり、左の如し。

「ラ、シ、ニ、ダ、シ、エ、ル、メ、テ、レ、フ、エ、シ、レ、ト」(休
 課中貧民の子弟に田舎の住居を與ふるの制度)。
 在「ブダベスト」、白十字社。嬰兒に家屋を供す
 の目的を以て組式す。

在「イグロ」及「バロツ」慈善院。
 在「スザイマル、チータイ」ノールシツク」院。
 在「ベツクス」、「マツテス」院。
 在「ボウツノニー」猶太人孤兒院。
 在「エステルゴム」、「シアン、シイモル」孤兒
 院。

在「スゼクセーニ」、「ルイ、ハーナルド」孤
 兒院。
 在「キイヨール」、「コンミニユナル」孤兒救濟
 場。
 在「ナイダスド」小兒保護院。
 在「リマスタオムベツト」孤兒院。

在「ナイシパーラッド」、「ライシヤク」孤兒資
 金。
 在「ウツベスト」、「ゴムシエナル」孤兒院。

に依り政府之を創設す、現に十六人の孤兒と年額
 五千「クロンヌ」を費出す。
 一千八百九十二年設立、「ルーゴス」孤兒院。同縣會
 之を創立す。

一千八百九十三年設立、「ホッドメーゾ、ベッセルル
 ー」市孤兒院。テイレス、ドクローリー」之を創
 設し、男兒及女兒を養育す。

一千八百九十三年設立、在「ベツクス」、「コンシエ
 ナル」孤兒院。同地の孤兒救濟資金に依て之を
 維持し、現に資本金五十五萬「クロンヌ」在院者
 五十八、歳費出二萬「クロンヌ」なり。

一千八百九十四年設立、「マッコ」孤兒院。同「コン
 ター」會之を創設す。
 一千八百九十四年設立、在「コスタバル」國立小學
 教員女兒孤兒院。小學校員恩給資金の支便に依て
 創立せられ、現に五十人の孤兒あり。

一千八百九十五年設立、在「ブアレツセン」國立小學
 教員男兒孤兒院。同上の資本に依て創立せられ、
 現に百二十人の孤兒あり。
 一千八百九十五年設立、「スゼシュエツド」、「イスレリ
 ー」護婦人會孤兒院。男兒及女兒を養育す。

一千八百九十五年、在「ソブロン」、「ルーテル」宗派
 孤兒院。義捐金にて創立せられ、現に資本金十五
 萬「クロンヌ」在院者二十一人、歳費出六千五百

在「ウゴ、ザ、ナイシリスエールレス」白十字
 社。
 在「ナリマ、テレーニ」白十字社孤兒院。
 「バンドル、アイ、セント」加爾羅尼雙會孤兒院。
 國立小學校員孤兒院(計畫中)

在「イグロ」、慈善院(同上)
 在「ツア、ブ、ド」、「ボフ、ペル」孤兒院。
 今統計に依て之を觀るに匈牙利國は一千八百九十
 八年に於て總計一〇〇五の孤兒院と慈善とを有せ
 り。

(總職員四百二十三人、總在院者四千八百六十四
 人)其の内九個は國庫に依て、四個は「コミター」
 に依て十八個は「コンミニユ」に依て、四十五個は
 宗教區に依て、及び二十九個は組合に依て維持せ
 られ、年額歳出總計平均一百八十五萬「クロン
 ス」に上りぬ。又其の資本總額は合計一千七百

乃至一千八百萬「クロンヌ」なり。
 然れとも以上所載の數のみを以ては未だ匈牙利國
 に於ける幼者保護の目的に依て組式せられたる制
 度の全體を列舉し盡したりと爲す能はざるなり。

然し茲に其の全體を一に列舉するを畧さんとす、
 殊に未だ孤兒院、慈善院、感化院等の名稱を有せ
 ざるものにありて然り。故に婦人事業組合にて孤
 兒に有效なる扶助を與ふるものもあるも其の未だ孤

見院を設立せざるものにありては先きに之を説明せず、又た或る組合にして貧困なる學童に衣食を給し或は此れに休課中田舎に住居せしめ、其他此等を教化するの任務を目的とするものもありても同じく之を省察せり、又夜間數多の小兒に遊所を供する夜間救済組合の如きも之を述べざりき。蓋し余輩は其の一個人に依て救済さるゝ孤兒は其の數幾許あるやは之を精密に知る能はざるなり。抑も社會の事業には一定の限度あり故に混見にして重罪を犯し刑法に觸れ且つ其の惡所爲が社會公衆に危害を加ふるに當りては、此れ最早や慈惠の範圍外にして司法權の干渉を受けざるを得ざるなり。此の如き者の所分及教育を爲すは國家の任なり。國家は其の外尙ほ社會の事業を指導し、扶助し、監督し、此れに有形無形の援助を與へ公衆の慈善業務には其の此れに必要な保護を爲すの任をも有するなり。

匈牙利國にありても又た久しき以前より幼年犯罪者に關しては特別の規定を設け、之を取り扱ふに餘り過酷ならざるを以てし、且つ之れに道義的感化を施すは國家の重大なる任務なることを感したり。

前世紀に於ける我國の司法制度は此の點に關しては特有の實例を示せり。即ち、多數の「コンター」

に於ては同犯罪人の體刑は傍聽を禁止して之を行ひ、且つ鞭又は杖を用ふる代りに答杖を以てせり。又た匈牙利の或る市にて幼者の法律違反に關して刑の執行を猶豫せる所あり、蓋し未だ知覺辨別心のなき時に於て爲したる犯罪に公の制裁を科するは大に其の幼者の名譽心を殺滅するの恐あることを經驗せばなり。是を以て幼者の最初の犯罪に對しては特別の刑名が生ぜり、曰く司法上の確實此れなり。

又「ル、コンセイユ、ド、リヂタンス」は其の町村に告知するに少年犯罪者に重き手鎖を掛めしめざるごと、及び此等幼者を他の在獄者と隔離せしめ、宗教的教育を施す可きを以てなり。

又刑の宣告に關しては常に被告の年齢の多少を計算せり即ち特點を有する年齢は詳細ならざるも、二十才を以て幼者に與ふる特點に對し限度の年とせり。

我が舊刑法草案も幼者に對しては均しく特別の利益を與へり。即ち、一千七百九十二年發表の草案に依れば七才以下の幼者を裁判することを禁じ、七才以上十二才以下の幼者は唯、其の父母のみ之を懲戒し、十三才乃至十六才の幼者は減刑を之れに施し、尙ほ減等の情狀に關しては滿二十一才に充たざる者は刑の最短期のみ此れに科することゝ

なりてあり。要之本草案は幼者に對し教育を施すの餘地を弘くするの傾を有せり。

一千八百四十三年發表の草案第八十條に依れば十二才未滿の幼者は設ひ刑法に觸るゝも訴退さるゝとなく、又法律に規定せる刑を免せらるゝ、而して右幼者は其の父母又は後見人之を懲戒す、但し此場合には國家之を監督すとあり。又同草案第八十三條には十二才以上十八才以下の者は減刑の情狀ありと規定せり。然るに國會の委員會の議決に際し、修正案出で、各縣の監獄に感化院を設け、此れに由て十六才未滿の犯罪者に感化を施さんとせり。然れとも右の草案は終に法律的効力を有するに至らずして止みぬ。而して又た匈牙利國にありては先きに説明に來りし慈善の思想は近代我國の思想の進歩と共に同一の特性を呈しぬ。

本世紀にありては吾人は一千八百五十二年迄ては刑法を有せず即ち塊太利刑法の實施迄では從來我が刑法的規則は統一の法典にあらず、其手續は一に慣習に基けり。一千八百四十八年即ち舊法の廢止までは刑事裁判は市町吏及土地所有の貴族に依て實施せられたり而して輕罪は世に所謂領主裁判所に依て裁判さる。又た始審裁判は全く強長的性質を有せり。

以上斯くの如き不統一の司法權の下にありては全

國對一の觀念を表達する近世の制度は到底見可からざるなり。

匈牙利に於ては一千八百五十二年九月一日より一千八百六十一年の半まで實施せられたる塊太利刑法も、又た幼者に對し或は特點を規定せり。同法に依れば十一才乃至十四才の幼者の爲したる犯罪又は暴行は家族の懲戒に附す、若し家族なき場合若くは其の懲戒の效驗なき場合にありて始めて國家の懲戒に屬す(同法二百三十三條)若し其の始者が重罪に當る可き所爲を爲したるときは一月以上六ヶ月内之を留置し其の間其の者の方に適當せる業務を命じ、且つ之れに宗教的教育を施す可きを定めり。同法二百七十條乃至二百七十二條。

又十二才以上十六才以下の幼者が同刑法第八十五條第四項に規定せる罪を犯し輕罪裁判所に依て認められしものは一千八百七十七年法律第四十號第三十二條に由て最長期六ヶ月間感化院内に留置せらるゝこととなりてあり。

又、十二才以上十六才以下の者は一千八百七十八年法律第五號第八十五條第三項の規定に因れば二十年迄で入獄の刑に處せらる可き同第四十二條に依れば感化院に留置す可きこととなりてあり。輕罪法律第十九條は感化院の所在地に於ては滿二十年に達せる者にして三日以上の懲役に處せらる

者は其の地の感化院に入り其の刑を免れ且つ其の院内の規則に従ひ、一定の業務に就を規定す。但し此等の者に所する教育は同法第十六條及第三十條の規定の制限と對稱上、三ヶ月以上繼續せしむる能はず。

同法に依れば、又た幼者に對しては輕微なる鎖ならざれば之を綱めるを禁ぜり(一)「クローナル」乃至「クローナル」。又た十八才以下の者には杖を以て之を打つを禁じ、答杖を以てするを許せり。又二十才以下の犯罪者は之を死刑に處するを禁じ。且つ永牢を禁ぜり。

要之、埃太利刑法は強制的に感化院の設立を命ぜざりし故に本制度の設立は古來其の必要を認知せるに拘らず、一千八百七十八年法律第五號の此の欠點を補ふ迄で遅くるに至れり。

報

○看守以下給與品支給規則に就て

曩きに典獄會議に諮問せられたる看守以下給與品支給規則は十月日司法省監甲第 號を一般に訓令せられたり(其全文は本誌法令欄内にあり)而

して本則は其大體に於て當局實務家の意見を採用せられたるものにして典獄會員の答申中變更せられたるは只現品支給期を月を以て規定せんとするにありたるを其月下旬と改正せられたることとせらるるも斯くは支給上非常の手續を要するに未日と限るときは取扱上の繁雜尠からざるを以て單に支給期月のみを定むるに止めんと意思なりと雖も轉免常ならざる看守等に在ては現品支給後未だ其供用期限の開始せざる以前に於て轉免する者ある等の場合に於て整理上の不都合なきを保せざるに依り斯くは下旬に支給することに決定せられたりと云ふ、而して該支給規則施行の爲め年度開始以前に於て調製準備を要する經費は便宜當局者の上申を待つて本年度内に於て預領許可せられざる限りならずと云ふ、因に記す從來の經驗に依れば看守其他規定ある監獄備人の被服は總て其製品種類を一定せられありと雖も實際支給せる品質に就ては各地方に依り精粗の差甚たしき結果均衡を失するのみならず經費支辨の關係決して尠きにあらざると云へば當局者は須らく品質の撰定上に注意せらるべき事なりと云ふ

○看守以下監獄備人の懲罰令に就て

監獄は紀律の府にして監獄官吏の一舉一動は在監人の儀標たらざるべからざるは素より論を待たざる所なり、然るに監獄官吏殊に看守、女監取締、押丁等にして職務上の規定に違背し又は失誤怠慢を取て懲戒處分を受くる者多きは予輩の平素警戒に堪へざる所なり是れ或は職務の繁勞劇甚なる結果茲に到るもの有るべしと云ふと雖も苟も不逞の情盤を矯正感化するの重任に膺る監獄官吏にして爾かく失誤怠慢上の懲戒を受くる者の多きは寔に嘆ずべき事なりとす、殊に現行看守懲戒令は巡查懲罰例に準據すと云ふに過ぎずして女監取締、押丁、授業手等監獄備人に適用すべき懲戒法の規定なきは蓋し從來の缺點なるが如し此頃聞く所に依れば監獄官吏懲罰規則なるもの制定せんとし依り其筋に於て調査中なりと云ふ、予輩は監獄官吏懲戒規則の制定素より可ならざるにあらざるも苟も監獄官吏なるものは相互に其職責の重きを自覺し以て失誤怠慢に陥るが如きことなき様戒飭反省する所あらんことを希望せざるを得ざるなり

○看守押丁賞與規則の改正に就て

現行の看守押丁賞與規則は當に看守押丁に限られるを以て監獄書記看守長又は女監取締授業手其

他監獄備人にして監獄の反竊逃走を鎮制し人命を救援するが如き所謂奇特の行爲ありたるべき賞與方に就ては何等の規定なきのみならず、看守押丁賞與の如きも警察賞與規則に比し輕少に失するの嫌あるを以て此際別に適當の監獄賞與規則を設くるの必要ありとの事にて此頃其筋に於て調査せられたりありと云ふ、由來警察官又は監獄官吏にして職務上特殊の効勞ありたるときは相當の金員を賞與し其効勞を表彰する素より當然なりと雖も予輩を以て之を觀れば特に監獄官吏の爲め特別の賞與規則を設くるを要せず廣義に所謂警察上の賞與に外ならざるを以て現行の看守押丁賞與規則は寧ろ全然之を廢し一般警察上の賞與規則を準用することとせば足れりと信ぜり、世或は警察と監獄とは全然其職務の性質を異にするを以て殊更に之を區別し規定するを要すと云ふと雖も抑も警察なるものは單に警察官の占有にあらざると同時に監獄内の警察權は即ち監獄の首長たる典獄の掌握する所たるを想へば監獄内に於ける警察上の賞與は全然警察賞與規則に據るを可とす其筋の見解果して如何と爲す

○物品擔當者の資格に就て

監獄會計處務規程施行以來監獄會計整理上に隨分

繁難なる手数を要することとなり當局者の間に非常の困難を感じつゝある内に就き物品會計官吏の分任取扱者として物品擔當者なるものを置き直接備品及消耗品の授受保管を分掌せしむるものとされり、而して其筋の解釋に依れば該物品擔當者なるものは所謂責任官吏なるを以て判任官以上にあらずれば有資格者と認めざることとされるより例令は醫務所(府縣監獄に限る)及教務所の如き監獄醫教諭師は純然たる判任官にあらずるを以て從て物品擔當者配置上に困難多きより物品擔當者は必要に應じ判任待遇者を以て充用し得るの道を開かれたき希望を抱かるゝ向多きは蓋し實際に於て餘義なき事實にして其他亦現に在監人僅少なる監獄支署の如きに至ては支署長を除くの外純然たる判任官を配置せざる向亦尠なきにあらざるを以て是等の小監獄に於ける物品擔當者は勢、支署長自ら之が任に當らざるべからざるとなり支署長は即ち物品出納命令官にして亦分任物品會計官吏たると同時に物品擔當者たらざるべからざるが如く一人にして數職を兼ねるのみならず其結果は唯單に法規の形式を充たす爲め非常に煩累なる手数を要するに過ぎざるを以て物品擔當者は便宜判任待遇者を以て之に充つるも差支なきこととせられたしと云ふにあり、而して予輩の卑見に依れば物品擔

當者は即ち物品取扱主任の變名に過ぎざるを以て其資格は強て判任官たるを要せざるが如き感あり殊之を判任官に限るとするの結果は却て常に名義のみに存し實際責任の歸屬する所を明に分別する能はざるが如き場合多きを免かれざるを以て是等も蓋し其筋當局の一考を煩したき事にこそ然りと雖も後段の疑問たる最爾たる小監獄支署にして止むを得ざるときは必らずしも強て本文の物品擔當者を配置するに及ばず分任會計官吏の直接取扱に屬せしめ差支なきことと昨年九月司法省會檢甲第三三三號訓令物品授受保管手續第一條に除外例を設けたるに依て之を觀るも將に明かなる事實なりとすと云ふ讀者の參考の爲め斯くは一言しぬ

○看守退隱料及遺族扶助法の疑岐に就て

本法は發布以來日尙淺し且其法文婉曲ならざるを以て當局者の間に解釋疑岐に涉る廉に付其解決を本省に需めらるゝ向多き由なるも元來本法は給助例の相續法にして立法の精神は蓋し其大體に於て給助例の金額を高めたると同時に從來の疑點を詳悉したるに過ぎずと雖も該法律に依る給與金の裁定官廳は之を内閣恩給局に管掌せしめ給與金の公平を保せしむることとなりたるより本法律の解釋

は總て之を恩給局の職權内に存することとなりたるを以て主務省は可成右疑問に對する解決を與ふることを避けらるゝとの由最も本法及び同時公布せられたる療治料給助料及吊祭料給與令に關する一切の給助金は總て現在の看守給助の日より支出することに一定せられありとの事なれば當局者は爾かく諒せられて可なりと云ふ

○女監取締の待遇及給與に關する件に就て

疊きに召集せられたる典獄會議の節典獄協議會に於て女監取締の待遇及給與に關する問題數項あり予輩今試みに各項に對する卑見を開陳すれば左の如し

一女監取締給與品中に雨衣をかへられ度件一同上中夏羽織の供用期限を八月月に延長せられ

以上二項は現規程中女監取締に雨衣給與の制なきは雨天に際し屋外に於ける勤務執行上に支障ありとの趣旨にして亦夏羽織は一箇四ヶ月の保存期限なるも實際少しく其品質を良好にせば八月月即ち夏期間に充分保存に堪へ得べしと云ふにあるが如し以上は何れも事實上適切な希望なりと雖も經費上の都合もあり豫算の範圍内に於て相當の詮議を

遂げらるべきも從來我國に於ける女性の雨衣の製式に就ては何等の慣例なきを以て其製法撰定に付當局者との間に苦心せらるゝ所なりと云ふ予輩も亦當局者との間を同ふせり事實果して如何なる制式に依るを可とすべしや

一女監取締に相當の給助例を設けられ度件本項は女監取締の職務の性質、男性の看守の何等の差異なきに拘はらず從來我國の習慣上婦女にして公の職務に従事するもの絶無なりしより動もすれば男性と女性の間に待遇を異にするの傾あるは實に惜むべき事にして現に女監取締の如きも看守に比し待遇及俸給の上に甚だしき等差あるは即ち一面に於て其人を得るの難き結果、現任看守と女監取締との間に教育の厚薄、人物の優劣其間に存するあるに職由する素より論を待たずと雖も漸次監獄事業の發達するに伴ひ女監取締の人物の精選は蓋し刻下の急務なりとす現に今日の看守は判任官待遇を以て遇せらるゝも女監取締は單に一個の備人に過ぎざるを以て見るも看守と同一の待遇を爲さんことは到底、條理の許さざる所なるのみならず官務に従事する普通の備人に對し老後に於ける惠與の恩典に他に類例なきと同時に本項の希望は現在の規定にては到底採用せらるべき事項にあらざるべしと思惟せり故に今日以後婦女教育の漸

く發達するに從ひ女監取締の採用法を改め判任待
遇と爲し是れと同時に其名稱を女看守と改稱する
を待て給助例を設立せば可ならん歟、要するに本
決議は當分採用するに由なかるべし

一女監取締に通辨手當を給するの道を開かれ度件
本項は外人婦女拘禁の場合に於て必要を認めら
ざる事項なるを以て其筋に於ても之が必要を認め
ざるに女監取締、押丁の給料改正に際し通辨其他
特別の技能ある者には特に俸給貳拾五圓支給の道
を問かたれるを以て必要に應じ其俸給を昂り通譯
手當に代給すること素より何等差支あらざるな
り、想ふに當局者の間に在ては俸給を以て通辨手
當に充てしむるの精神なるべきも之が經費豫算な
きを以て支給上差支ありとの議論あるべきも可
其必要に應じ經費の項額を其筋に請求せられて右
なりとの趣旨なるを以て是亦當分詮議に及ばれ難
き見込なりと云ふ

一女監取締の定員會を改正し据置定員とせられ度

事件
本件は亦同人社會の適切なる希望問題にして現今
女監取締に適當の人物を得易からざるは亦我監獄
社會の均しく遺憾とする所なり、殊に現行の女監
取締定員會は比較的小なる監獄支臺の定員僅少に
過ぎ當時婦女の拘禁者なる支臺の如きは豫備員と

○看守採用規則中の改正

巡查採用規則は身幹五尺以上なるに獨り看守に限
り五尺一寸以上とされしより看守採用上多少の
不便あるを以て曩きに典獄協議會に於て五尺以上
に改正を望むの決議ありたる所此頃其筋に於て之
を採納せられ十月廿八日司法省訓令第八號を以て
看守採用規則第三條第二號中五尺一寸以上を五尺
以上に改正せられたり

○監獄に關する質疑事項

曩きに司法省に於て召集せられたる典獄會議の當
時出京典獄より主務省に承合せられたる監獄に關
する質疑事項は實に夥多にして其當時粗く口頭を
以て夫々發布を與へられたる由なるも當局實務家
の執務上參考と爲るべき事項を左に適裁し讀者の
參考に供することとせり幸に之を諒せよ但し曩き
に發布せられたる巡查看守退隱料及遺族扶助料法
に關する質疑亦多かりしも該法律の解釋は裁定官
廳即ち内閣恩給局の解決に任するの外なきを以て
予輩は殊更に茲に解答を掲ぐることを避けたり

協會雜誌記者記す

一、無籍者就籍方の件達(内務省乙)は戸籍法實施

して必要に應じ之を轉免する事となれるが如きは
蓋し女囚拘禁上殊に婦女に對する刑罰執行の當を
得たるものにあらざらんべし、既に男女の間に刑罰
處遇公平を得せしめんと欲せば女監取締の配置及
精撰共に男看守と何等の差異なきを知らば時運正
に本項の希望を述ぶる亦至當の順序なるべし、然
れば看守定員の据置配付を要すると同時に其結果
施いて茲に及ぶものある決して異とするに足らざ
るなり予輩は當局其筋の成案亦蓋し本建議を容れ
らるゝに吝なるなきを信じて疑はず

○警察留置場拘禁囚の體量調 査は廢止せらる

監獄統計報告例中入出監囚人の體量表には禁錮十
一日以上の囚人は警察留置場に於て執行する者も
も合配することとなれりしが、由來本表は刑罰執
行の結果に依り囚人體量上に如何なる影響を及す
べきやを獄類的に知るの目的なるを以て必らずし
も留置場拘禁の囚人に迄及ぼすことを要せず殊に
警察署及警察分署には完全なる體量の器の設備な
きも多し旁警察官の煩勞多きを以て曩きに開か
れたる典獄會議の當時指示事項第十二として當局
大臣より訓示せられたりと云ふ讀者の參考の爲め
一言しぬ

に依り消滅せしや

答、戸籍法第九十七條に依り自然消滅したる
ものとす

二、印刷物に印刷所及印刷人の住所氏名を記すべ
きは出版法第八條に明記する所なり、然るに監
獄に於て人民の注文に依り印刷する者は印刷所
を某監獄署とし印刷人は其注文人を掲ぐべきや
答、御見込の通にて可然

三、殘監視執行の監視表には現に執行すべき殘監
視に係る宣告書謄本を添付するに止め可然や
答、貴問の通

○統計に關する質疑應答

一、酒の嗜好統計表中酒を嗜む者の内にある無定
量とは大酒家の謂乎
答、定量なきものは日常酒量を一定せず不紀
律飲酒する者を總稱す

二、同表中新受刑者とは左記の場合に在ては
一回之を記入するや將四回に登載すべきや
茲に森林法違反者あり第一は重禁錮二月、第二
は重禁錮三月、第三は同四月、第四は五月と引
續き之を執行する場合

答、新受刑者としては各別に記入すべきものと
す

三、同表中には警察留置場に於て執行する者も

(換刑又は拘留)包含せるや
答、調査を要せず

四、統計小票取扱上に於て他管より被押送者に係る他管滞獄日数は着府縣監獄に入監せし前日迄を計算すべきや或は管内に入りたる日迄を他管日數に計算すべきや
答、其責任の歸する日を以て分界とす例令甲縣より乙縣に直送の場合並受取の爲め護送官吏を派遣したるときは受授の結了を爲したる前日迄とす但遞傳護送の場合には管内警察署に於て引渡を受けたる前日迄とす

○會計並經理に關する質疑應答
一、競争入札に依り契約締結後履行を爲さざる爲め解約し更に競争入札に付するときは會計規則第七十九條但書に依り廣告期限を七日迄に短縮することを得るや
答、貴問の通り但事實非常急遽を要する場合は會計法第二十四條第三に依り隨意契約を爲すことを得

二、常用用品又は建築修繕に要する物品中事實會計官吏の保管に付する暇なき者は一々物品出納簿に登記を要せず即時拂の例に依り取扱可然哉
答、常用用品及臨時小破修繕に要する釘繩等は見込の通にて可なるも豫め經營する工事及干圓以

七、應用品中使用の見込なき破損物品を以て生産材料に供するときは生産拂に立つるを得るや
答、使用の見込なき理由を明記し之を材料品目(租替の上生産拂と爲し可然
八、物品出納簿に記載する物品の原價にして厘位以下端數を生ずるときは四捨五入とし厘位に止めるべきや
答、單價に厘位未満の端數を生ずるときは何十個に付と附記し必らずしも原價を登記するを要せず

九、不用の用紙を封筒其他に使用するときは生産拂に立て可然や
答、材料品、租換の上生産拂に立て可然
一〇、備品に附屬したる匏台、器械の柄、蓋蓋梓先の類は消耗拂とし差支なきや
答、貴見の通但主物に修繕を加へ其代價を仕拂ふ場合は物品出納簿に登記を要せず

一一、相當科目より購入したる材料品は需用品出納簿中材料の部を設け整理し可然哉
答、簿作すべき物品類別中に於て品目毎に口座を設け整理し可然
一二、残飯、糞尿等を直に監獄の需用に供し保管の事實を生ぜざるものは即時拂として整理し可然哉

上の直營工事に要する材料品は登記する可とす
三、不用品を更に監獄用に使用する場合は消耗拂とし賣買の手續を了せざるも差支なきや
答、物品出納簿に於て租換を爲すに止め賣買の手續を要せず但當初購入の目的に尙使用し得べき物品は租換を爲すを得ず
四、在監人治療用の器械を借入れたるときは其借料は療養費より支拂し差支なきや
答、雜給及雜費の項雜費中の家屋其他借料より支拂す
五、其廳の歳出より歳入を徴收せんとするときは監獄會計處務規程第七十四條末項に依り納入告知書を發し第七十五條第七十四條に依り歳入徴收官を受取人とすべき規程なるに依り其仕拂證明は歳入徴收官の領收證を以てすべきや將又金庫の領收證を以て證明すべきや
答、(金庫の領收證書(即ち納入告知書)を以て證明すべきものとす
六、會計處務規程第三十條に依り他官廳より收入金を徴收せんとするときは云々とあり右は徴收金を納收する仕拂命令官所在地の金庫に納付すべき告知書を發行するの意味なるや
答、貴見の通

答、貴問の通

一三、契約保證金又は入札保證金設收の手續は如何にすべきや
答、現金なれば現金拂込書を作製し金庫に拂込み(現金にして保管證書と爲れるもの亦全し)有價證券なれば之を賣却し其代金を歳入に納付し可然

一四、契約保證金にして數日内に還付すべきものは便宜歳入歳出外現金出納官吏に保管せしめ差支なきや
答、貴問の通

一五、風呂桶又は消毒器の如き釜と桶と各別に購買したるときは右別に整理すべきや將た一個として整理すべきや
答、購入の際各別に受入れ製作の時一旦之を拂出し完成のとき更に一箇の物品として受入可然

一六、誤拂、過渡金を定額戻入するとき納付者指定金庫所在地以外に在住するときは如何なる手續に依るや
答、最前發行せし仕拂命令を宛てたる金庫に納付せしむるより他に眞法なし
一七、製品中高價の爲め賣却の見込なきものは更に相當評價の上賣却し差支なきや
答、差支なし

一八、簿記用インキペン先等は給與し差支なきや
答、従前の通内務省庶務課長の通牒に依り取扱
可然

一九、留置人随費仕書は各人別に記載せざるべ
からざる乎又は總賄數合計金額のみを記入し差
支なきや
答、賄度數、一賄金額、合計金額を明かにせば
足れり

二〇、在監人の寫眞は物品出納簿に登記を要する
や
答、登記を要せず

二一、在監人押送瀛車賃は如何なる書類を以て證
明すべきや
答、領收證を徴すること能はざるを以て押送者
の證明書を添付するを以て可然

二二、歳入歳出外現金出納官吏に於て取扱ふ入札
保證金の類は現金出納簿に登記を要せざるや
答、總て登記を要す

二三、工業材料を以て物品の修繕を爲すときは索
品は使用拂とし製作の上は直に修繕代として調
定し可然或
答、貴問の通但加工して物品となるべき木材、
綿糸等の類は生産拂と爲し可然

二四、人民より物品の寄附を受くるときは地方長
官限り受理又は許可し可然或
答、地方長官限り認可せられ可然

二五、在監人領置物品中公債證書等々の評價は
別に之を爲さず額面金額を以て評價格と爲し可
然或
答、證書の種類、番號金額等を記載し評價を爲
すに及ばず

二六、地方の状況に依り購入上季節あるものは其
年度内に消費すべきものにあらざるも購入し差
支なきや
答、年度分界を明かにする能はざる物品にして
豫算に見積あるものは差支なし

二七、監房敷吳坐は何れの費目より支出すべきや
答、在監人臥具用を除くの外は在監人費雜費支
辨とす但臥具用ものは被服費の支辨たる勿論
なり

二八、定額に戻入すべきものにして年度内徴收す
る能はざるべきもの如何
答、翌年度六月三十日以前に納入ありたるとき
は定額に戻入し其以後納入のものは規程第八十
三條に依り歳入に租入るべきものとす

二九、俸給及諸給與金品の請求書又は領收證書其
他手續書等の用紙は官品を使用せしめ差支なき
や
答、貴問の通
三六、物品擔當者の手にあり借用中の物品破損の
ときは借用の修繕し差支なきや
答、貴問の通

三〇、還納被服の受入手續は受入基帳に掲げ受入
命令を受けたる上出納簿に登記すべきや亦其價
格は原價に依るや將九評價格に依るべきや
答、受入手續は貴問の通價格は評價格に依る

三一、作業製品を見本として無代價を以て他人に
交付を要するときは讓與拂と爲し差支なきや
答、貴問の通

三二、各室は監房用の疊及敷吳坐は何れの費目よ
り支出すべきや
答、疊は修繕費に屬し監房敷吳坐は在監人費雜
費支辨とす

三三、看守にして甲乙轉勤の場合に於ける宿料給
與方は看守以下俸給、手當、宿料支給規則第八
條に依り新任地に到着の翌日より支給を始むる
も舊任地に於て支給を停むるは出發の日を以て
するや將た發令の日を以てすべきや
答、後段見解の通

三四、規程第七十八條官有に歸したる遺留貨物
を處分するときは領置主任に於て直接處分すべ
きや又は物品會計官吏に引渡し同官吏の處分に
任すべき哉
答、領置主任に於て處分し可然

三五、翌年度の經費を以て購入すべき物品を前年
度に於て購求廣告を爲し差支なきや
答、貴問の通

三六、物品擔當者の手にあり借用中の物品破損の
ときは借用の修繕し差支なきや
答、貴問の通

三九、工場に用ゆる籠は何れの費途に屬するや
答、在監人費雜費器具の支辨とす
四〇、工業材料を食料品に屬用品を獄用品に各轉
換するも差支なきや
答、總て轉換を爲すを得ず
四一、同一項下に屬する作業器具を雜費の器具に
轉換するも差支なきや
答、應用品、獻用品、作業品には何れも相互に

三 轉用するを得ず
 四二、路燈は修繕費の支辨に屬すべきも其路燈用のランプは矢張修繕費支辨なるや
 答、路燈に固着して不可分のものは修繕費支辨としランプは備品費支辨とす

四三、物品の流用は爲し得るや假令は獄用品の器具を調製したる木片の不用に歸したるものを以て應用品の器具を製造するが如き差支なきや
 答、物品の流用は爲し得ざるものとす但獄用品の器具を調製する目的を以て購入したる材料にして當初の目的たる器具を調製し全く不用に屬したる餘材を以て應用の器具を調製する如きは差支なかるべし

四四、一納入告知書に對し分納を許し差支なきや果して差支なしとせば本人の出願に依り許可を與へ前告知書を取消し更に納期を指定して納入告知書を發すべきや
 答、貴問の通

四五、仕拂命令官に於て歳入徴收官に國庫納金引去高の通知を爲すは別に報告書の調製を爲さず仕拂傳票を交付し該傳票適宜の箇所へ捺印し調定を了し差支なきや
 答、貴見の通

四六、規程第九十七條に依り一定の給與支給を止て豫算に定めたる設計等を變更する場合云々とあり右は一應五百圓未満と否とに不拘總ての場合を指したるものなるときは修繕費中各所修繕費より支辨する工事と雖も認可を請ふべきものなるや
 答、貴見の通

めたるときは報告書を報出すべしとあり右は判任以下看守備入并手當宿料等も報告を要するや
 答、差當り判任以上の俸給給與に限り報告して可然

○營繕に關する質疑應答

一、官有財産圖面提出後連子窓を木格子窓とし又は板張床をゾツク敷又は土間煉化敷と爲す場合等は圖面の配號汎例に變更を來たすを以て一々摸樣替修繕として認可申請を要するや又は十年目に至り變更の報告を爲し可然哉
 答、一々認可申請を要す

二、同上圖面提出後用途の轉換又は有形の儘移轉する場合即ち移轉修繕の場合も一々認可申請を要するや
 答、用途の轉換は經伺を要せず其他は認可申請を要す

三、在來の建物に新に錠前を施さんとするときは其代價は各所修繕費より支辨し可然哉
 答、貴問の通

四、新營又は修繕工事にして箇所を指定し配付せられたる豫算は甲乙箇所(仕拂命令)過不足相補ふて差支なきや
 答、其都度經伺を要す

五、規程第十五條に有形の變更を要する修繕にし
 答、貴見の通
 六、建物其ものを變せざるも其位置を變更する場合は規程第十五條に所謂有形の變更とすべきや
 答、貴問の通

統計

明治三十四年九月末日全國現在人員表

警察	大京	神大	兵長	新長	崎新	群新	千群	茨千	栃茨	
視部	坂部	川坂	康川	崎康	玉崎	馬崎	業馬	城業	木城	
二、七、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇、一、〇									
刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計	三月三十一日現在	前年ト比シ	増減	九月	平均一日	

○明治三十四年九月末日全國四人刑名別

刑名	本年九月末日現在		計	本年八月末日現在		前月ニ比シ
	男	女		男	女	
無期徒刑	八七八	五三	九三一	九二五	△	六
有期刑	三、二〇三	二六〇	三、四六三	三、四七五	△	一一
懲役	三、八二二	一〇	三、八三二	四、四五四	△	四六
禁獄	三、一〇一	三三三	三、四三四	三、四六六	△	三一
禁獄	一〇	一	一一	一一	△	一
禁獄	一、〇六三	一九	一、〇八二	一、〇九一	△	一〇
禁獄	五、一九二	一一三	五、三〇五	五、三三三	△	二八
禁獄	八、九三五	三三二	九、二八七	九、三〇三	△	一六
禁獄	五、七四三	二五八	六、〇〇一	五、九三九	△	六二
禁獄	一、〇一三	八二	一、〇九六	九、七九七	△	一、六三
禁獄	二、〇〇六	一九五	二、二〇一	一、七〇六	△	四九五
禁獄	三、〇七八	一、七五八	五、八四六	三、一七〇	△	一、六六六
禁獄	二、〇〇八	一	二、〇〇九	一	△	一
禁獄	二、四	一	二、五	二、五	△	一
禁獄	四三	二	四五	六二	△	一七
禁獄	二四	一	二五	二五	△	一
禁獄	一、二四	四	一、二八	一四三	△	一五
禁獄	六三三	一六	六、四九	五九一	△	四八
禁獄	八、一五	三三	八、四八	八三二	△	一六

刑名	本年九月末日現在		計	本年八月末日現在		前月ニ比シ
	男	女		男	女	
無期徒刑	八二五	一八二	一、〇〇七	九〇五	△	一〇二
有期刑	二、一六六	二、二六五	四、四三一	四、四一	△	二、二七〇
懲役	二、七、六〇〇	九、五〇	二、八、五五〇	二、八、二二四	△	四、二六
禁獄	四、五、七六六	三、二二五	八、八、九八一	四、七、二八五	△	一、六九二

○明治三十四年九月分上訴人員調

△印ハ數月滯獄押送未済ノ者ナリ

地方裁判所ノ判決ニ對シ	控訴院ノ判決ニ對シ	上告破毀ノ上移者	月末現在上訴人員	控訴院所在		地方裁判所所在		控訴院所在	
				控訴院所在	地方裁判所所在	控訴院所在	地方裁判所所在		
一、〇〇七	九〇五	△	一〇二	二、二七〇	四、二六	一、二七〇	六、〇五	六、〇五	東京控訴院管内
四三	四一	△	二、二七〇	二、七〇〇	一、一六六	六、七六	六、七九	六、七九	大阪控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	二、二六五	二、二八	四三三	三三三	四三三	長崎控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	九、五〇	二、二八	四三三	三三三	四三三	名古屋控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	三、二二五	二、二八	四三三	三三三	四三三	宮城控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	二、二六五	二、二八	四三三	三三三	四三三	廣島控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	二、二六五	二、二八	四三三	三三三	四三三	函館控訴院管内
三	一	△	二、二七〇	二、二六五	二、二八	四三三	三三三	四三三	合

時々のくさくさ

「人のなさけ」は秋田にて出獄入保護事業を助け

んとて此程催されし慈善音楽會のため秋田縣知事武田千代三郎君の作曲野中武雄君の作歌せられしもの、予望門外漢の評するにわらわぬ、予は其趣味の深く尽せるを感服し、幾回も讀み

て未だ飽かず、若し此曲を納所辨次郎先生の獨吟に聽く時あらば如何にかと思ふ、予は諸君と共に其時あらんことを祈る

人のなさけ

原 胤 昭

一 嵐吹きすさび 雨ふりしきり 暗路をとざす
 刑 踏み迷ひたる 橋の旅人
 心は空に 足は進まず たよるは何ぞ
 里のともしひ

二 みるにの控 人の履む道 心の暗に
 あやめみえず 身をあまやし 橋の罪人
 過をくひ 咎もきえて たのむは何ぞ
 人の情

○昔の良典獄

(遇囚の秘譯)

原 生

フト反古の端に覺書したるものを見出し、また、何の参考にもならねど當時を思ひやらるゝがまゝに、此の仁は當時老練と云はれ、其治蹟の名士たる典獄なりし、遇囚の秘譯を予に漏らされたる

ものなり予が之を筆記して置たのも、アタイア丁徳てあつたか、マア其徳に、炊所を見廻る時には大きな聲をして、炊夫の働を褒めてやるのだ、モツツの量目を聞くのだ、自分で秤にも掛けてやるのだ、それから大聲で、當々々、飯を能く炊がせておくれ、喰物に氣をつけて呉れないと私の子供が疲れますよ、病監を見廻る時には、病人蒲團をチヨイト摘んで見て此は綿が薄い、擔當々々、之を早速引替えてやつて下さい、こんなものを着せて置ては私の子供の病氣は直りません、途中で囚人に逢ふと、ヤア御苦勞々々、荷物でも運んで居ると此方で道を除けてやるのだ、各官吏の巡回參觀者などであると、其人の前で此の囚人は實に謹慎な者でござる感心な奴ですと大きな聲で褒めてやるのだ、任地より上京する事のある時などには告別の説諭をするのだ、チヨット内務省から呼ばれたから往てくるよ、アウソ留守の間は犯則をして打れたり、敵かれたりせぬやうに頼むよ、全体已れば御前がたの親や兄弟から金を出して貰つて月給を取つて御前がたを改心させる役目だから御前がたが改心して呉れなくては困るよ

監獄法令

○勅令第百八十號

(明治三十四年九月廿一日官報)

集治監假留監官制中左ノ通改正ス

第七條中「三人」ヲ「二人」ニ改ム
第十一條中「百十八人」ヲ「百六人」ト改ム

附則

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

參照

集治監假留監官制

第七條 分監長三人 奏任トス 典獄ノ指揮監督ヲ受ケ分監ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 書記看守長及監獄監ノ定員ハ右集治監ニ通シテ百十八人トシ其各官ノ定員ハ司法大臣ノヲ定ム

○司法省訓令第八號

(明治三十四年十月二十八日)

集治監 廳府縣 東京府

明治二十六年内務省訓令第二十六號看守採用規則
第三號第二號中五尺一寸ヲ五尺ト改ム

參照

看守採用規則第三條第二號拔萃

二、身長五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸
細長ノ差一寸以上ノ者

○司法省監獄局長通牒監甲第二九一號

(明治三十四年九月二十六日)

監獄作業ノ名稱及區分方ニ付從來區々ニ相成居候趣ニ候處調査製表上ノ不便尠カラサルニ依リ既設ノ作業ハ勿論今後新設セントスル監獄作業ノ名稱ハ別紙案目標準ニ依リ整理シ亦府縣監獄ニ於テ需用ノ物品ヲ製作供給スル場合ニ於ケル經費ノ所屬及整理方ハ自今別紙ノ區分ニ依リ取扱フコトニ決定セラレ候間此段及通牒候也
作業名稱目別標準並順序

業名	種類	機織工
木綿織	絹織トノ區別ハ其材料ノ多キモノニ依ル	
絹織		
小倉織		
雲齋織		
足袋底織		
コイルテン織		

麥稈工				竹工	網工	抄紙工				
麥稈編工	扇骨工	傘骨工	提灯骨工	竹細工	網工	抄紙工	縫箔工	足袋工	洋裁縫工	
經木身子編等共	同上	同上	骨ノミノ分	箸工、籠工、籠工、竹刀等	麻網、藁網、棕柁網	抄紙工用ノ紙摺トモ				

鍛冶工	鼻緒工		燐寸工	瓦工	煉化工	木挽工	搗工
	鼻緒工	燐寸箱貼	燐寸工	瓦工	煉化工	木挽工	搗工
		箱貼ノミノ分	付木共				米麥挽割共

草履工		藁工																		
	芝蘭工	藁工	緞通織	毛布織	麻織	眞田織	綿セル織	モスリン織	縹子織	紋羽織	厚司織	綿子ル織								
	芝繩、蘭繩	藁草履、各種ノ繩共	絨緞共																	

	裁縫工	麻工	簡建工									木工		
	和裁縫工	麻工	莞建工	桎割工	下駄工	轆轤工	車輪工	指物工	麻裏草履	下駄表				
		學紡、疊糸、細司、學圓、鼻緒眞、麻裏用細細トモ	花建、疊表、綾建共					椅子、卓、鏡縁、建具時計側共						

團扇工	七寶工			石工		革工	角細工	曲物工
	七寶工	碎石工	硯工	石細工	草細工	靴工	角細工	曲物工
				石盤、瓦共白目立			骨爪細工共	

染物工	蔓細工	行囊工	行李工		笠工	傘工	團扇工
染物工	蔓細工	行囊工	行李工	編笠	竹皮笠	傘工	團扇工
	蕨、藤、アキヒ蔓共		竹行李、柳行李				扇、回扇共

紙細工	提灯工			紡績工			金物工
紙細工	提灯工	糸繫	糸節取	紡績工	洋傘骨工	飾工	鍍治工
封筒、洋燈笠貼、長門筒、水引、元結							

桶工	貝工	棕栝工		綿工	經師工	一閑張工
桶工	貝細工	棕栝工	綿撰	綿打工	經師工	一閑張工
	卸其他貝摺共	簪、繩	綿撰ノミノ分		表具、製本、帳綴、表紙貼	一閑張工

					用役夫			洗濯				
雜役夫	理髮夫	看病夫	掃除夫	炊事夫		洋洗濯	和洗濯		土方	石工	煉瓦積	屋根葺
運搬	埋葬夫、水汲、馬飼、		便捨共	浴湯焚、薪割共	監獄用ニ係ル分							

唧筒工	寶石細工	彫刻工		印刷工		刷毛工		疊工		塗師工
	寶石細工	彫刻工	野紙摺工	印刷工		刷毛工		疊工		塗師工
	水昌碼頭等					毛摺共		床刺表付ノ分		

		營繕	炭燒	釀造	耕耘	採礦	土工	
左官	大工	炭燒	味噌油噲	耕耘	採礦	土工	唧筒工	
		監獄直營ノ營繕ニ限 リ適用ス	味噌油噲共		採炭、採鐵	土方、開墾、土運搬		

○作業整理ニ關スル件

一官司業ニ依リ製作シタル物品ニ要スル製作工錢(給與工錢ニアラス)ハ後日當該物品ヲ賣却シタル時ニ至リ製作收入トシテ歲入ニ編入スヘキハ勿論ノ處右製作物品ニ要シタル工錢ヲ總テ一旦歲出(就役費)ヨリ支拂ヒ歲入ニ立テ他日該物品ヲ賣却シタル代價ハ再ヒ之ヲ製作收入ニ編入シ來レル向アリ果シテ然ラハ其製作工錢ハ重複ニ之ヲ歲入ニ立ツルト同時ニ歲出ノ膨脹ヲ見ルノ虞アルヲ以テ物品製作工錢ハ自今總テ歲出(就役費)ヨリ支拂ヲ要セス

二看守以下傭人被服ヲ調製スルニ當リ其主要材料即チ羅紗地、小倉地ノ購買費ハ直チニ相當科目(看守被服及帶具費、傭人被服費ヲ指ス)ヨリ支出シ其他ノ材料例ヘハ裏地、卸巾切縫糸等彼是融通使用シ得ヘキモノ、類ハ總テ一旦就役費中ノ工業材料費ヨリ支出シ該製品成工ノ上ハ其就役費ヨリ支出ニ係ル材料ハ之カ實費并ニ工錢共更ニ當該被服費ノ支出ニ相立テ歲入ハ受入ノ手續ヲ要ス(以下各項ノ就役費支辨ニ係ルモノモ之ニ同シ)但小倉地ヲ製作スルカ爲メ要スル原系類モ亦前段ノ例ニ依ル

三在監人被服調製ニ要スル材料中原系及綿類ハ直チニ相當科目(被服費)ヨリ支出購買シ其他ノ材

料例ヘハ染料繩糸等ノ類ハ總テ一旦就役費工簿材料費ヨリ支出整理スルヲ要ス但白木綿又ハ赭色木綿ヲ購買スルトキモ亦前段ノ例ニ依ル

四在監人食料用ノ玄米麥ヲ購買シ春搗ヲ要スルトキハ其玄米麥同味噌、醬油釀造用ノ雜穀鹽類、同漬物用ノ蔬菜、鹽等ノ類ハ凡テ食料費ヨリ支辨スルコト但味噌醬油釀造ノ場合ニ要スル薪炭類ハ一旦就役費工業材料ヨリ支出整理スルヲ要ス

五第二號以下各號ニ列記以外ノ監獄需用品ニシテ其監署ニ於テ製作スル應用品獄用品ハ其支出科目ノ所屬如何ヲ問ハス其材料ハ總テ一旦就役費中ノ當該科目ヨリ支出整理スルヲ要ス



會計事務引繼報告

本會會計事務ノ儀今回藤澤正啓へ囑托相成候ニ付客月三十一日舊委員若山茂雄ヨリ左ノ通り引繼ヲ完了セリ此段報告ス

明治二十四年十一月

一金七千貳拾圓拾五錢參厘

內譯

金貳千七百圓也

金拾八圓五錢也

金四千參百貳圓拾錢參厘

一金貳千五百六拾九圓六拾五錢四厘

內譯

監獄協會委員 藤澤正啓
同舊委員 若山茂雄

會費現在金

預ケ金 但銀行預リ帳

郵便爲換券

現金

建築費現金

金貳千五百六拾九圓六拾五錢也
金四厘

預ヶ金 但銀行定期預リ證書
現 金

合計金九千五百八拾九圓八拾錢七厘

一金貳千八百八拾四圓八拾錢也

十月分以前會費未納金

一帳簿現在左ノ如シ

金錢出納簿	明治三十四年度	一册
同	三十三年度	貳册
出納金受付簿		貳册
家屋購入申込及會費出納受付簿		一册
經費收支計算簿		四册
雜誌送本簿		一册
雜誌代金未納簿		一册
金錢出納内譯簿		一册
費用出納明細簿		一册
一書類現在左ノ如シ		
收入金證憑	自明治三十三年六月至明治三十四年十月	七册

仕拂金證憑	同	六册
寄附金送付書	自明治三十二年十月至明治三十三年六月	一册
建郵寄附金收支書類	自明治三十三年七月至明治三十四年七月	一册
會計諸報告書控綴		一册
雜誌送本通知綴		貳册
家屋購入申込往復書類		一册
雜書綴		一册
本會記事		一册
諸印刷書綴		一册
佐野尙ヨリ引繼會費未納督促書類		貳袋
以上		

○本會々費ハ爾來監獄協會宛ニテ委員藤澤正啓ヲ受取人トシテ御送付相成度候也
追テ郵便爲替ニテ御送付ノ節ハ日本橋區檜物町郵便受取所へ御振込相成度候

○本會雜誌發送方ニ就テハ會員諸氏ノ出入増減等御報告ニ基キ直ニ名簿訂正發送ノ際一モ錯誤ナカランヲ期シ居リ候得共何分多數一時ニ差立候事ニ付册數ノ上ニ於テ萬誤リナキヲ期シ難ク亦或ハ遞送ノ途中紛失誤送若クハ御報告ト行違ヒ過不足相生シ候場合可有之ニ付其際ハ乍御手數本會事務所宛御報被下度候

明治三十四年十月

監獄協會

(監獄協會雜誌第四卷第十一號) (每月壹圓二十日發行)

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 11. November, 1901.

VOL. XIV.

CONTENTS.

Leading Articles :-

The Speech delivered by Mr. Kubota, Director of the Prison Bureau, at the wardens' congress

The actual state of employing prisoners to constructions and repairs of prisons in Prussia By S. OGAWA.

Of the protection of acquitted prisoners. By Y. Fukukama, at the general meeting of the Prison Society

A view on the practice of manual works in prison. By Fujisawa, at the lecture assembly in the Tokio Shūjikan

Correspondence from Abroad :-

The present system concerning classes in England By S. Ito, in England.

Miscellaneous Notes :-

Our idea on the first problem By NANIWA-SEI.

About the standard of the division of official businesses of prison By FUYŌ-SEI.

Of the draft for amendment of the ordinance relating to the fixed number of jailers

Of giving interest to the wages to be received by prisoners

Translation :-

The National Reformatory of Hungary, (continued). Published by the Dept. of Justice of Hungary, and translated by Y. Chūjō, in the Imperial Law College

Miscellaneous News.

Statistics.

Return relating to the number of prisoners through the Empire, at the last day of September, 31th year of Meiji

Classification of prisoners according to their crimes through the Empire, at the last day of September, 34th year of Meiji

Return relating to the number of appellants, at the last day of September, 34th year of Meiji

Current Topics :-

Several Matters By T. HARA.

Laws and Regulations Relating to Prison. Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Ichome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年十一月二十日

發行人兼編輯人
印刷所
東京市麴町區永樂町一丁目三番地

磯村政富
磯村政富
磯村政富